

令和5年4月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第13895号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年2月10日

判 決

5 原 告 ヴェンガー エス アー
同訴訟代理人弁護士 松 永 章 吾
寺 前 翔 平
被 告 TRAVELPLUS INTERNATIONAL株式会社
同訴訟代理人弁護士 中 野 博 之
10 同訴訟復代理人弁護士 辻 野 篤 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1380万2425円及びこれに対する令和3
年7月9日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 15 3 訴訟費用は、これを7分し、その6を原告の負担とし、その余を被告
の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。
- 5 原告のために、この判決に対する控訴のための付加期間を30日と定
める。

20 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1億円及びこれに対する令和3年7月9日から支払済み
まで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 25 1(1) 本件は、別紙原告商標目録記載の登録商標(以下「本件商標」という。)に
係る商標権(以下「本件商標権」という。)を有する原告が、別紙被告標章目

録記載の各標章（以下、同目録記載の番号に合わせて「被告標章1」ないし「被告標章3」といい、被告標章1ないし被告標章3を併せて「被告各標章」という。）はいずれも本件商標に類似するものであり、被告が被告各標章を付したバックパック、肩掛けかばん、ブリーフケース、旅行かばん、カジュアルバッグ（以下、併せて「被告商品」という。なお、これらはいずれも本件商標の指定商品に該当する。）を輸入、販売し、又は販売のために展示する行為（以下、当該各行為を併せて「販売等」という。）は、いずれも本件商標権を侵害すると主張して、主位的には不法行為に基づく損害賠償の一部請求として、1億円（商標法38条3項による損害金1億5000万円及び弁護士費用1500万円）の合計1億6500万円の一部金）及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年7月9日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、予備的には不当利得に基づく利得金返還の一部請求として、1億円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年7月9日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 原告は、本件訴訟提起時において、不法行為による損害金として1億6500万円（商標法38条3項による損害1億5000万円及び弁護士費用1500万円の合計額）が生じていると主張したのに対し、被告は、商品の品番ごとの売上の集計管理をしていないと主張して、これについての資料を開示又は提出しなかった（被告の第4準備書面、第6準備書面等参照）。

このような経過を踏まえ、当裁判所は、損害論の争点は、大要、①売上高、②当該売上高に占める侵害品の割合、③実施料相当額であり、①については、被告提出に係る損益計算書（乙15の1ないし4）に基づき算定するとして、損害論に係る争点を整理するとともに、被告に対し、改めて納品書及び請求書の任意開示を求めた（令和4年6月22日付け経過表参照）。

これを受けて、被告は、平成28年6月から令和元年12月までの納品書及

び請求書（乙39。以下「納品書等」という。）を提出したところ、原告は、納品書等を確認した上で、売上高に占める侵害品の割合（上記②）を算出し、これに基づく損害の主張をするに至った（以下、原告の当該主張を「納品書等を踏まえた主張」という。）。

5 (3) なお、本件訴訟に先立ち、原告は、被告に対し、被告が被告商品を販売等することは、本件商標権を侵害すると主張して、被告商品の販売等の差止め等を求めて訴えを提起していたところ、第1審判決が原告の請求を認容する判決を言い渡した後、控訴審判決が被告の控訴を棄却する判決を言い渡し、上記判決は確定している。

10 2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実をいう。なお、証拠を摘示する場合には、特に記載のない限り、枝番を含むものとする。)

(1) 当事者等

15 ア 原告は、かばん製品及び腕時計の製造販売を行う会社であり、1893年にスイス連邦（以下「スイス」という。）で創業し、1922年に法人化され、日本国を含む世界の市場でかばん製品等（以下「原告商品」という。）を販売している。

20 イ(ア) 被告は、かばん製品の卸売業を営む株式会社であり、中華人民共和国(以下「中国」という。)でかばん製品の製造及び卸売業を営む祥興(福建)箱包集团有限公司(以下「被告本社」という。)の日本法人として、平成28年1月8日に設立されている。

(イ) 被告本社は、欧米の著名ブランドのかばん類のOEM製造(相手方ブランドによる製造をいう。以下同じ。)を営んでおり、原告ブランドの一つである「SWISSGEAR」のOEM製造を行ったことがある。

25 (2) 本件商標権(甲1、2)

原告は、本件商標権を有している。

(3) 被告の行為

被告は、平成28年1月8日の設立後、被告本社が中国において製造した被告商品を輸入し、これにつき自社のブランドである「SWISSWIN」名を付して日本国内において販売の申出又は販売をしていた。

5 3 争点

- (1) 本件商標と被告各標章の類否 (争点1)
- (2) 商標法4条1項1号該当事由の有無 (争点2)
- (3) 本件商標権の効力が被告各標章に及ぶか (争点3)
- (4) 過失の有無 (争点4)
- 10 (5) 損害額等 (争点5)

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1 (本件商標と被告各標章の類否) について

(原告の主張)

(1) 被告標章1について

15 本件商標と被告標章1とは、四隅が直角でない略四角形(略正方形)と、これに囲まれた略相似形である略四角形(略正方形)と、その内部(中央)に位置する幅広の十字から成るという点において共通し、略四角形(略正方形)の縁(辺)や四隅の態様、上記十字の幅、外縁部分や十字の色の点において異なっている。

20 しかるに、両者の上記共通点は、本件商標の指定商品、被告商品の取引者、需要者が着目する図形の全体的構成に関わる部分である一方、両者の上記差異点は、①略四角形の縁がやや丸みを帯びているか、直線状であるか、②その四隅の態様が丸みを帯びているか、隅切りであるか、③十字の幅が外縁部分の幅の3倍程度であるか、2倍程度であるか、④外縁部分及び十字の色が白色であるか、銀色であるかなどというものである。このうち、上記①ないし③について、
25 全体的構成に関わる共通点と比べると微差というべきものであり、上記

共通点から全体として受ける類似との印象を凌駕するものとは考え難い。また、上記④についても、他の部分（黒色）と比較した場合、上記部分が白色であるか銀色であるかによって両者が全体として異なる印象となるとは考え難い。

5 そうすると、本件商標と被告標章1の外観は類似しており、また、両者の称呼及び観念も上記共通点から生ずるものであって異なるものというべきである。

したがって、両者について、かばん製品（本件商標の指定商品及び被告商品）に使用されたときにその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、本件商標と被告標章1とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものというべきである。

(2) 被告標章2について

15 本件商標と被告標章2とは、四隅が直角でない略四角形（略正方形）と、これに囲まれた略相似形である略四角形（略正方形）と、その内部（中央）に位置する幅広の十字から成るといふ点において共通し、略四角形（略正方形）の縁（辺）の態様（丸みを帯びているか直線状であるか）、上記十字の幅（外縁部分の幅の3倍程度か2倍程度か）の点において異なっている。

20 しかるに、両者の共通点は、本件商標の指定商品、被告商品の取引者、需要者が着目する図形の全体的構成に関わる部分である一方、両者の上記差異点は、それぞれの内容自体に照らせば、全体的構成に関わる上記共通点と比べると微差というべきことが明らかであり、上記共通点から全体として受ける類似との印象を凌駕するものとは考え難い。

25 そうすると、本件商標と被告標章2の外観は類似しており、また、両者の称呼、観念も上記共通点から生ずるものであって異なるものというべきである。

したがって、両者について、かばん製品(本件商標の指定商品及び被告商品)に使用されたときにその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、本件商標と被告標章2とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものというべきである。

(3) 被告標章3について

本件商標と被告標章3は、四隅が直角でない略四角形(略正方形)と、これに囲まれた略相似形である略四角形(略正方形)と、その内部(中央)に位置する幅広の十字から成るという点において共通し、略四角形(略正方形)の縁(辺)や四隅の態様、上記十字の幅、外縁部分や十字の色、陽刻・陰刻の点において異なっている。

しかるに、両者の上記共通点は、本件商標の指定商品、被告商品の取引者、需要者が着目する図形の全体的構成に関わる部分である一方、両者の上記差異点は、①略四角形(略正方形)の縁(辺)がやや丸みを帯びているか、直線状であるか、②その四隅の態様が丸みを帯びているか、隅切りであるか、③十字の幅が外縁部分の幅の3倍程度であるか、同程度であるか、④外縁部分や十字の色が白色であるか、黒ないしそれに近い色彩であるか、⑤陽刻・陰刻の有無であるところ、上記①ないし③については、それぞれの内容自体に照らせば、全体的構成に関わる上記共通点と比べると微差というべきものであり、上記共通点から全体として受ける類似との印象を凌駕するものとは考え難い。また、上記④及び⑤についても、本件商標の指定商品、被告商品が、かばん製品であり、標章は、かばん本体だけでなく、ファスナー、留め具、ハンドル(持ち手)、ショルダーストラップ(バッグを肩から掛けるための帯状のベルト)など様々な位置に付され得ることをも踏まえれば、取引者、需要者においては、金具部分への陰刻等により外縁部分や十字が他の部分から浮き彫りになっているも

のであっても、外縁部分や十字の色が白色で他の部分が黒色であるものと対比して、全体として異なる印象を受けるものではないといえ、上記共通点から受ける類似との印象を凌駕するものとは考え難い。

5 そうすると、本件商標と被告標章3の外観は類似しており、また、両者の称呼、観念も上記共通点から生ずるものであって異なるものというべきである。

したがって、両者について、かばん製品(本件商標の指定商品及び被告商品)に使用されたときにその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ
10 全体的に考察すると、本件商標と被告標章3とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものというべきである。

(4) 被告の主張について

15 ア 被告各標章は「SWISSWIN」の文字と一体の結合商標であるとの主張について

被告は、被告各標章は「SWISSWIN」の文字と一体の結合商標であると主張する。

20 しかしながら、被告商品において、必ずしも被告各標章が「SWISSWIN」の文字と共に使用されているわけではないし、被告商品に「SWISSWIN」の標章が付されている場合であっても、需要者に看取されやすい場所には、被告各標章のみが使用されている。

25 また、結合商標とは、単一の商標であって、二つ以上の要部を有する商標をいうところ、被告各標章と「SWISSWIN」はそれぞれ独立して使用されている別個の標章である。そうすると、これらの各標章が被告商品に並べて使用されることがあるとしても、それによって両標章が需要者に単一の標章として認識されるわけではない。

イ 被告標章1は被告の登録商標の一部であり、被告標章1の部分だけを分離して類否を判断すべきでないとの主張について

被告は、被告標章1が被告の登録商標の一部であり、被告標章1の部分だけを分離して類否を判断すべきでないと主張する。

5 しかしながら、本件商標と被告各標章の類否判断において、被告の登録商標は無関係である。すなわち、原告が特定する被告各標章は、被告の登録商標の図形とは外観上明らかに非類似であるが、仮に同一であったとしても、被告の主張は、本件商標と類似の範囲においては被告の登録商標にも原告の禁止権の効力が及ぶことを看過したものであって、明らかに失当である。

10 ウ 本件商標と被告各標章が非類似であるとの主張について

(ア) 被告は、本件商標及び被告各標章を構成する十字部分には識別性がない旨強弁する。

しかしながら、十字部分は、本件商標及び被告各標章の構成上最も需要者の目を引く部分であることは明白である。

15 (イ) 被告は、「SWISSWIN」という商品名の使用により、本件商標と被告各標章が類似しているとしても出所の混同が生じていないなどと主張する。

20 しかしながら、かばん製品の販売業者ですら、被告商品が原告の製品であると誤解し、原告商品と被告商品を混同して販売している状況が散見され（甲8）、市場における深刻な混同が現実に生じている。

(被告の主張)

(1) 被告各標章は「SWISSWIN」の文字と一体の結合商標であり、本件商標とは類似しないこと

25 被告は、被告各標章を製品に付す際には、被告の登録商標（商標登録第6026579号。乙2の1。以下「被告登録商標1」という。）である「SWISSWIN」の文字と共に使用している。また、甲3の1の「取扱商品」欄、

甲4別紙1の「本体正面」の写真の上部に写っている商品タグや、甲4の別紙1の「被告標章2」の欄の右下の写真の本体上部のハンドルには、標章の左側に「SWISSWIN」の文字を隣接して配置している。さらに、甲4の別紙1の「被告標章3」の写真のうち上から5番目の写真（円形の留め具）には、
5 「SWISSWIN」の文字の下側に被告標章3を配置させ、同6番目の写真（円形の留め具）には「SWISS」の文字と「WIN」の文字の間に被告標章3を配置している。これらの配置によれば、これらの標章は結合商標に当たる。

そして、被告各標章や「SWISSWIN」の文字は、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではない。
10 また、被告各標章や「SWISSWIN」の文字は、出所識別標識としての称呼、観念が生じないものでもない。

そうすると、被告各標章と「SWISSWIN」の文字から成る商標について、被告各標章の部分だけを本件商標と比較して、類否を判断すべきではない。

15 加えて、被告各標章と「SWISSWIN」から成る結合商標は、「SWISSWIN」の文字が被告の登録商標として周知性を有していることに鑑みると、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等が、本件商標とは全く異なっていることは明らかである。

したがって、被告の結合商標は、本件商標と類似するものではない。

20 (2) 被告標章1は被告の登録商標の一部であり、被告標章1の部分だけを分離して類否を判断すべきではないこと

被告標章1は、被告の登録商標（商標登録第5994200号。乙2の2。以下「被告登録商標2」という。）の一部であるところ、被告標章1の部分は、
25 取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではない。また、被告標章1以外の部分も、筒に類似した外形を持ちその内部に縦のストライプが入っている図形であり、出所識別標識としての

称呼、観念が生じないものでもない。

そうすると、被告登録商標 2 について、被告標章 1 の部分だけを本件商標と比較して、類否を判断すべきでない。

そして、被告登録商標 2 の全体は、その外観、観念、称呼等によって取引者、
5 需要者に与える印象、記憶、連想等が、本件商標とは全く異なっていることは明らかである。

したがって、被告登録商標 2 は、本件商標と類似するものではない。

(3) 被告各標章と本件商標は類似しないこと

ア 被告各標章と本件商標は、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に
10 与える印象、記憶、連想等が異なること

本件商標の十字部分は、ありふれた図形であり、出所識別機能を有しないから、本件商標の要部は、外周部分の略正方形（正確には曲率が異なる 2 種類
の円弧各 4 個合計 8 つからなるループ状図形）の縁取り部分である。

そして、この部分の外観に関し、被告各標章は大部分が直線で形成されて
15 いるのに対し、本件商標は 8 つの円弧から成り、その外観が大きく異なる。

したがって、被告各標章と本件商標は、外観、観念、称呼等によって取引者、
需要者に与える印象、記憶、連想等が異なる。

イ 取引の実情に鑑みると、被告各標章の使用による出所の誤認混同があるとは
20 言いえないこと

リュックサック等の取引の実情に着目すると、その大部分がインターネット
ショッピングを経るものであるところ、被告の製品の需要者も、ほぼ全て
がインターネットショッピングを通じた購入者である。また、被告は、リュ
ックサック等を販売する場合、必ず「SWISSWIN」のブランド名を商
品タグに付しているところ、被告の製品の販売業者も、インターネットショ
25 ッピングサイト中に「SWISSWIN」、「スイスウィン」などのブラン
ド名の文字を目立つ場所に表示させており、商標を表示するとしてもそれだ

けが目立つ部分に表示することはない。さらに、リュックサック等の業者間取引においても、被告のリュックサック等は「SWISSWIN」というブランド名で認識され、取引記録にも「SWISSWIN」というブランド名が記載されている。

5 このような取引の実情に鑑みると、被告各標章の使用による出所の誤認混同があるとはいえない。

ウ 以上によれば、被告各標章と本件商標は類似していない。

2 争点2（商標法4条1項1号該当事由の有無）について

（被告の主張）

10 商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合には、商標全体として商標法4条1項1号に該当するものと判断されるどころ、その判断基準は、国旗等の権威を損じ、国家等の尊厳性を害する程度のものか否かであって、商品等の識別標識として出所混同のおそれがあるかという観点からの判断ではない（乙6）。

15 しかるに、本件商標は、略正方形の外形であり、外周部分の略正方形（正確には曲率が異なる2種類の円弧各4個合計8つから成るループ状図形）の縁取りを有し、その内側には十字部分が配置されている。また、面積の割合としては十字部分が大部分を占める。そして、十字部分は白色で地色は黒色である。そうすると、本件商標は、白十字の外観を有し、白十字（ホワイトクロス）の称呼、観念が生じる。

20 他方、スイスの国旗も、外周部分の形状が正方形であることがその特徴の一つであり、スイス以外に正方形の国旗を有するのは、バチカン市国しかない。また、白色の十字で地色は赤色である。さらに、スイスの国旗は、ホワイトクロスとも呼ばれている。

25 そうすると、本件商標に接した取引者、消費者は、その黒の背景と白の十字部分からスイスの国旗を想起することが明らかである。また、本件商標権の効力は、本件商標と類似する商標であって、色彩を本件商標と同一にするものとするれば本件商標と同一の商標であると認められるものにも及ぶところ（同法70条1項）、原告

は、実際に、リュックサックやポケットナイフ等に、スイスの国旗と同じ白十字に赤色の地色で略正方形の商標を付して使用している（乙1）。

したがって、外周部分の形状が略正方形である本件商標は、スイスの国旗とその特徴が共通しており、内部の十字部分が同一であることと相まって、国旗等の権威を損じ国家等の尊厳性を害する程度にスイスの国旗に類似している。

以上によれば、本件商標は、少なくともその一部にスイスの国旗を顕著に有するから、スイスの国旗と類似する商標として、同法4条1項1号に該当する事由がある。

（原告の主張）

争う。

本件商標は、四隅が直角でない略四角形（略正方形）と、これに囲まれた略相似形である略四角形（略正方形）と、その内部（中央）に位置する幅広の十字から成るものであるのに対して、スイスの国旗は、正方形の内部に幅広の十字が配置されているものであり、本件商標の指定商品及び被告商品であるかばん製品の取引者、需要者は、正方形の形状と四隅が直角でない略四角形（略正方形）とこれに囲まれた略相似形である略四角形（略正方形）との形状の違いにより、その印象、記憶、連想等を総合して、スイスの国旗と本件商標を対比した場合には、両者は全体として異なるものと認識することが明らかである。

3 争点3（本件商標権の効力が被告各標章に及ぶか）について

（被告の主張）

被告各標章の使用は、自他商品識別標識としての機能を果たさない態様としてのものであり、商標的使用ではないから、商標権侵害についての実質的違法性を欠く。

すなわち、例えば、甲4の別紙1の被告標章3のうち、5番目と6番目はわずか数ミリメートルの大きさであり、写真を拡大してようやく被告標章3の形状が認識できる程度のものであるから、自他商品識別標識としての機能を果たさない態様としての使用である。

また、これら以外の被告標章3は、全て黒色の素材に凹部又は凸部として造形されているにすぎず、全体が同色であるから光を当てて慎重に観察しなければ認識できない程度の造形物である。しかも、正方形に十字が加わった単純な図形であるから、意匠的な模様とは見得るものの、自他商品識別機能としての機能を果たさない
5 態様としての使用であることは明らかである。同様に、被告標章1及び被告標章2も、それら単独では、意匠的な模様にすぎず、自他商品識別標識としての機能を果たしていない。

(原告の主張)

争う。

10 4 争点4 (過失の有無) について

(被告の主張)

被告は、意図的に本件商標の顧客吸引力にフリーライドしていない。また、被告は、「SWISSWIN」という文字から成る被告登録商標1を有し、リュックサック等を販売する場合、必ず「SWISSWIN」や「TRAVELPLUS」等の
15 ブランド名を商品タグに付しており、被告の製品の販売業者も、インターネットショッピングサイト中に「SWISSWIN」、「スイスウィン」という文字を目立つ場所に表示させている。

上記事実に鑑みると、被告に故意又は重大な過失がないことは明らかである。

(原告の主張)

20 商標権の侵害についての過失は法律上推定される(商標法39条において準用する特許法103条)、被告が主張する事情をもって当該推定が覆ることはあり得ない。

5 争点5 (損害額等) について

(原告の主張)

25 (1) 損害額等について

ア 侵害品の売上高

(ア) 当初の主張

被告商品は、1個3000円（税別）の卸値で販売されている。また、被告商品は、国内最大のインターネットショッピングモールにおいて、その販売数の多さから、ブランド別売上ランキングの項目に挙げられている
5 (甲7)。このような状況に鑑みれば、被告による平成28年1月8日からの被告商品の販売数は、50万個を下らない。

そうすると、被告による侵害品（被告商品）の売上高は、3000円×50万個＝15億円を下らない。

(イ) 納品書等を踏まえた主張

10 納品書等（乙39）記載の各商品の売上げのうち、当該商品名等から被告商品ではないことが明らかである商品の売上げ及び配送料・人件費等を除いた商品売上げは、全て被告商品の売上げであるとみなすべきである。

すなわち、商品名が「SW」から始まる商品については、少なくとも34
15 種類について、商品名が「SN」から始まる商品については、少なくとも7種類について、被告商品であることが証拠上明らかである。被告が提出した納品書等には、上記以外の商品名の商品が含まれるものの、これらについては、インターネットで当該商品名を検索しても当該商品名に係る販売ページ等が表示されない。これは、当該商品名が虚偽のものであるか、
20 これまでの原告による削除依頼に基づいてオンラインプラットフォーム事業者が送信防止措置を実施した結果のいずれかである。これに対し、被告は、原告が提出する各証拠の商品は被告商品とは別物である可能性がある旨の主張を続けるのみであって、個々の商品について販売管理を行っていないなどと弁解して、被告商品の販売履歴を客観的に明らかにする証拠を提出していない。
25

上記事実や被告の立証態度からすれば、納品書等記載の各商品の売上げ

のうち、当該商品名等から被告商品ではないことが明らかである商品の売
上げ及び配送料・人件費等を除いた商品売上げは、全て被告商品の売上げ
であることが合理的に推認することができる。

5 なお、被告は、被告各標章が付されていないことを示す証拠として、乙
40、41を提出するものの、これらはいずれも被告において被告商品を
販売していたとする期間（平成28年3月から令和元年12月末日まで）
10 において撮影されたものではないから、上記証拠は、被告の主張を裏付け
る証拠とはなり得ない。

 そうすると、被告各標章が付された被告商品の範囲は、別紙被告商品製
10 品番号及び売上合計額一覧の「製品番号」欄各記載のとおりであり、製品
番号ごとの売上げの合計額は、同別紙の「売上合計額」欄各記載のとおり
である。したがって、納品書等記載の売上げの合計額に占める被告商品の
割合（小数点以下四捨五入）は、以下のとおりである。

 （被告商品の割合）

15 2016年：99%

 2017年：99%

 2018年：83%

 2019年：67%

20

25

計算過程

年度	乙39記載の売上 額の合計	被告商品の売上 額の合計	被告商品の売上額の占める割 合（小数点以下四捨五入）
2016年	38,370,998円	38,031,235円	99%
2017年	80,728,982円	79,599,412円	99%
2018年	117,829,742円	97,279,765円	83%
2019年	129,795,539円	87,157,946円	67%

そして、上記割合を、被告が提出する損益計算書（乙15）の売上高に掛け合わせると、各年度の被告商品の売上高（小数点以下四捨五入）は、以下のとおり算出できる。そうすると、その合計額は、3億5604万5328円となる。

（各年度の被告商品の売上高）

2016年：4639万0318円

2017年：8874万3336円

2018年：1億1457万3529円

2019年：1億0633万8145円

イ 使用料率

(ア) 商標の相当使用料率は、当該商標の実際の使用許諾契約における使用料率や、それが明らかでない場合には業界における使用料の相場等も考慮に入れつつ、当該商標権に蓄積された信用や顧客吸引力の程度、当該商標を使用した場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、商標権者と侵害者との競業関係や商標権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な使用料率を定めるべきである（知財高判令和元年6月7日判時2430号34頁参照）。

(イ) 商標の使用料率の相場等

株式会社帝国データバンクが作成した「知的財産の価値評価を踏まえた

特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実施把握～（平成22年3月）」には、原告商品と同じ第18類に属するかばん製品等に係るロイヤルティ料率のデータは掲載されていない。しかるに、リュックサックその他のかばん類において、各ブランドの顧客層、顧客吸引力の違いによってロイヤルティ料率が大きく異なるのは当然であるから、上記文献に記載のロイヤルティ料率の平均値を単純に参照すべきではない。

(ウ) 本件商標の信用及び顧客吸引力

本件商標は、世界的に著名であり、高い顧客吸引力を有している。

(エ) 本件商標ないし本件商標に類似する被告各標章を商品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様

本件商標が付されたリュックサックその他のかばん類は、インターネット上のショッピングサイトにおいて広く流通しており、需要者に看取されやすい場所には、基本的に本件商標のみが使用されている（甲16の1ないし4）。そうすると、本件商標が原告商品の売上げに貢献した度合いは極めて大きい。

また、被告商品においても、需要者に看取されやすい場所には本件商標に類似する被告各標章のみが使用されている（甲4、12の1ないし21、甲15の1、2等）。さらに、被告が本件商標に類似する被告各標章を使用したことにより、原告商品と被告商品の出所について誤認混同が生じている。そして、被告本社と被告を含む祥興グループは、原告ブランドの一つである「SWISSGEAR」のOEM製造を行ったことがあり、本件商標が高い顧客吸引力を持つことを認識していた。

上記の事情からすれば、被告は、本件商標の持つ高い顧客吸引力を不当に利用しようとする意図をもって商標権侵害を行ってきたといえるから、被告各標章が被告商品の売上げに貢献した度合いは極めて大きい。

(オ) 原告と被告との競業関係等

原告及び被告は、いずれもインターネット上のショッピングサイトにおいてリュックサックその他のかばん類を販売しており、競業関係が認められることは明らかである。

5 (カ) 小括

商標法38条3項に基づく損害額の算定に当たって用いる相当使用料率は通常の使用料率に比べて自ずと高額になることに鑑み、前記(イ)ないし(オ)を含め本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、本件商標の相当使用料率は、10%を下らない。

10 ウ 損害額等

したがって、原告は、被告に対し、本件商標の使用を許諾することの対価として、商標法38条3項により1億5000万円の損害賠償請求権を有している。

15 なお、納品書等(乙39)を踏まえて売上高に占める侵害品の割合を算定すると(納品書等を踏まえた主張)、損害額は、3560万4533円となる。

エ 弁護士費用

被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、上記ウの10%である1500万円である。

20 オ 小括

以上によれば、被告は、原告に対し、不法行為に基づき1億6500万円の損害賠償義務を負う。

25 よって、原告は、被告に対し、主位的に、平成28年1月8日から令和3年5月31日までの不法行為に対する損害賠償金(1億6500万円)の一部請求として、1億円及びこれに対する訴状送達の日(令和3年7月9日)から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

また、原告は、被告に対し、予備的に、上記期間の商標使用料相当額の不当利得返還請求の一部請求として、同額の金員の支払を求める。

(2) 損害の不発生の主張について

5 商標法38条3項は最低限の損害を推定したものであるから、損害不発生の抗弁が認められるのは、極めて例外的な特殊事情が存在する場合であり、登録商標が未使用であっても、直ちに損害不発生の抗弁が認められるものではない。

そして、以下の事情からすれば、本件商標に顧客吸引力が全く認められず、本件商標に類似する被告各標章を使用することが被告の売上げに全く寄与していないことが明らかとはいえないから、被告の損害不発生の抗弁には理由がない。

10 ア 本件商標を付した商品が市場に流通していること

本件商標が付されたリュックサックその他のかばん類は、インターネット上のショッピングサイトにおいて広く流通している(甲16の1ないし4)。

15 そうすると、原告がリュックサック等に本件商標を使用していなかったという被告の主張には、その理由がないことは明らかである。

イ 被告商品の売上げは本件商標の顕著な顧客吸引力によるものであること

20 本件商標は世界的に著名であるし、前訴の控訴審判決(甲9)も認めるとおり、被告は本件商標に類似する被告各標章を使用して原告商品と被告商品の出所について誤認混同を生じさせたものである。加えて、被告商品の需要者に看取されやすい場所には、本件商標に類似する被告各標章のみが使用されている(甲4、12の1、3、9、11、15の1、2)。

これらの事情からすれば、被告が意図的に本件商標の顧客吸引力にフリーライドして被告商品の売上げを伸ばしたことは、明らかである。

25 なお、被告は、本件商標の顧客吸引力を否定する証拠(乙13)を提出するものの、同証拠は、被告の従業員が退職した従業員から聞き取ったとされるものに基づくものであるなど、証拠としての信用性が全くない。

ウ 被告のその他の主張について

被告は、被告各標章が被告の登録商標に添えて副次的に使用されたにすぎないなどと主張する。しかしながら、被告商品において、被告各標章が常に「SWISSWIN」の文字と共に使用されているわけではないし、被告各標章に加えて「SWISSWIN」の標章が付されている場合であっても、需要者に看取されやすい場所には被告各標章のみが使用されているのであるから、被告の主張は明らかに事実と反する。

(被告の主張)

(1) 損害の不発生

以下の事情からすれば、本件商標には顧客吸引力がなく、被告の売上げは、著名となった被告の登録商標の寄与しかないことが明らかであるから、原告には、実施料相当額の損害は発生していない。

ア 原告はリュックサック等に本件商標を使用していなかったこと

特許庁は、平成28年9月29日、本件商標に関し、「国際登録第1002196号商標の指定商品中、第9類「全指定商品」及び第18類「全指定商品」については、その登録は取り消す。」との審決(乙12)をしたのに対し、原告は、審決取消訴訟を提起し、同訴訟において、本件商標の通常実施権者が、ベルトに通すことにより腰に装着することが可能な収納用具3種類の商品について、要証期間内に本件商標を使用したと主張し、当該収納用具は、第18類「small personal leather goods」(革製の小さな身の回りの物)に該当すると認定された。しかしながら、原告は、上記訴訟において、旅行カバン、バックパック、デイパック等についての本件商標の要証期間内の使用を主張しなかった。

上記の事実は、少なくとも上記訴訟における要証期間である平成28年4月8日の前3年以内に、原告が、本件商標をリュックサック等に使用していなかったことを強く推認させるものである。

イ 本件商標に顧客吸引力が全く認められないこと

被告の従業員は、多数のブランドの鞆、スーツケース等を販売する小売店
に対し、「ヴェンガーブランド」の取扱いについて確認したところ、いずれ
の店舗の従業員からも、「ヴェンガーブランド」を知らない旨及び当該店舗
5 で「ヴェンガーブランド」を取り扱っていない旨の返答があった(乙13)。

上記の事実は、本件商標に顧客誘引力が全く認められないことを示してい
る。

ウ 被告の登録商標はバッグ類の分野では著名であること

被告は、「SWISSWIN」という文字から成る被告登録商標1を有し
10 ている。このSWISSWINブランドは、日本国内においてバッグ類の分
野で売上げランキングの上位を占めるほど著名なものである(甲7)。

エ 被告各標章は、被告の登録商標に添えて副次的に使用されたにすぎないこ
と

被告各標章は、一部例外はあるものの、「SWISSWIN」の文字と一
15 体として使用されている。また、被告が被告各標章を付したリュックサック
等を販売する場合、必ず「SWISSWIN」のブランド名を商品タグに付
している。しかも、リュックサック等の大部分がインターネットショッピン
グで販売されているところ、その販売サイトでは、商標だけを掲示すること
はなく、「SWISSWIN」、「スイスウィン」の文字が目立つ部分に掲
20 載されている(甲4の別紙2の2枚目、甲7、乙5)。

さらに、その販売サイトでは、商品の写真が掲載されているところ、商品
に付された「SWISSWIN」の文字が読み取れる角度で撮影された写真
が用いられている場合も多い(乙5)。

(2) 損害額等について

25 ア 侵害品の売上高

(ア) 納品書等(乙39)を集計した甲32及びそれを集計した別紙被告製品

番号及び売上合計額一覧記載の「製品番号」及び「売上合計額」自体については、争わない。

もともと、被告が販売する製品には、同じ品番でも商標が異なる場合があるし、被告各標章が付されていないものが多数存在した。そうすると、同別紙の「製品番号」欄記載の製品全てが被告商品であることを前提とする原告の主張は、前提において誤っている。

例えば、2017年の東京ビッグサイトでの展示会（乙11、16）においては、被告各標章を付していない製品（製品番号SW222681（乙17）、同SWA222393（乙18）、同SWAS222306（乙19）、TRAVELPLUSブランドを付したもの（乙20））を展示している。

また、SW9032purple（乙37の1）、SW9032black（乙37の2）、SG9005（乙37の3）という製品番号の製品には、被告各標章は付されていない。

さらに、同じ品番でも商標は異なる場合があるため、例えば、原告が被告各標章を付した商品であることが証拠上明らかであると主張する製品番号のうち、SW9275i（乙40の1）、SW9031N（乙40の2）、SW5052V（乙40の3）、SW1871（乙40の4）については、被告各標章が付されていない製品が存在し、被告はこれら被告各標章が付されていない製品を販売してきた。

同様に、製品番号が「SN」から始まる製品においても、被告が販売していたものには、被告各標章が付されていない。例えば、SN2006K（乙41の1、乙42の1）、SN6617（乙41の2、乙42の2）、SNE1635（乙41の3、乙42の3）、SNK2308（乙41の4、乙42の4）については、その写真のファイルが残っている。

(イ) 原告が提出する証拠について

a 甲12について

甲12の製品は、その販売等に被告は関与しておらず、被告以外の第

三者が輸入するものであるから、侵害の証拠とはならない。なお、被告は、これらの販売業者に対し、販売の中止を求めるなどした（乙8）。

b 甲15について

甲15の1、2は、被告以外の第三者が作成した偽造のカタログであって、甲15に掲載された製品は被告の製品ではないから、侵害の証拠とはならない。すなわち、甲15においては、TRAVELとPLUSの間にスペースがあるところ、被告がこのような間違いをするはずがない。また、甲15の1の上部に記載されている「Travel+plus」というロゴは、不自然に輪郭が滲んでおり、このロゴ部分だけ印刷が不鮮明である。さらに、甲15の2の1ページ目の下から約3分の1の部分の「TRAVELPLUS INTERNATIONAL株式会社」というロゴは、被告の会社案内等で使用されているロゴに似ているものの、不自然に輪郭が滲んでおり印刷が不鮮明である。しかも、このロゴだけが、TRAVELとPLUSの間にスペースが存在せず、ページ下部の表記にはスペースが存在しており、統一性がない。そして、甲15の1と甲15の2の価格には矛盾があるし、同じ2018年のカタログでありながら内容や形式も異なっている。

また、商品の写真が小さすぎ、付された標章が本件商標と同一又は類似であるか否か不明である。

c 甲19ないし21について

甲19は、商標の形状が判別できないところ、実際のホームページで「この商品説明の続きを見る」のボタンを押すと表示される商標は、被告の登録商標であり、被告各標章ではない。

また、甲19や甲21に掲載された製品は、第三者が、被告以外から購入した物を個人的に販売しているにすぎず、侵害の証拠とはならない。

さらに、甲20のコンテンツの写真は、AmazonのAI（人工知能）が選択した写真であるから、被告による商標権侵害の証拠とはならない。

すなわち、甲20のAmazonのショッピングサイトにおいて、同じ製品であれば、複数の販売者が同じAmazonのサイトを経由して同時に販売することができる場所、販売者は度々入れ替わるため、結果として製品の写真を掲載する者と製品の販売者が異なることも多い。そして、Amazonのショッピングサイトには、「商品の説明」と記載された部分に掲載される製品の特徴を詳しく説明する部分の写真があり、これについては、AIを用いてAmazonが保有している画像の中から、AIが最適と判断した写真を掲載するようになっている。このような仕組みであるため、Amazonのショッピングサイトでは写真の掲載者とサイトに掲載された製品の販売者が異なる場合があるのである。

d 甲28の4について

甲28の4は、作成者が阿里巴巴集団であり、中国のインターネット販売サイトに関するものであることは明らかであるから、被告が当該製品を日本で販売している根拠とはならない。

e 甲28の6について

甲28の6の製品は、「SWISSWIN」のブランドを付しているながら、その品番はSN9112である。一方、被告においては、「SN」から始まる製品番号は、「SUISSEWIN」ブランドを付けた製品のみ付している。

このように、製品の販売者が品番を独自に付す場合があるため、製品番号が同じであるからといって、製品や商標が同一であるとはいえず、また、被告は、製品番号SN9112の製品を販売したこともない。

したがって、甲28の6は、被告が被告各標章を付した製品を販売した証拠とはならない。

(ウ) 平成28年から令和元年12月までに、被告が販売したバッグ類の納品書等(乙39)のうち被告商品(品番SWE1018、同SW9966、同SW9275i-N、

同SW9032N、同SW9017N、同SW9017、同SW092806N、同SW1506、同SW1872、
同SW1873、同SW8118N、同SW8134a-N、同SW9002N、同SW9016N) の売上高の
年ごとの合計額（消費税込み。以下同じ。）を計算すると、平成28年が
1861万2839円、平成29年が2624万0684円、平成30年
5 が2703万7313円、平成31年・令和元年が2304万4962円
となる。

このうち、平成31年・令和元年については、被告商品の販売を中止し
始めた点を考慮すべきであるから、10月から12月までの売上高は半分
とすべきであり、上記各製品の上記期間中の売上高の合計は473万16
10 36円であるから、同年における被告商品の売上高は、2067万914
4円（＝2304万4962円－473万1636円÷2）となる。

そうすると、全体の売上高と被告商品の売上高から、各年における被告
商品の売上高の割合を計算すると、平成28年が48.8%、平成29年
が32.9%、平成30年が22.8%、平成31年・令和元年が17.
15 3%となる。

そして、損益計算書（乙15）の売上高に上記割合を乗じると、平成2
8年が2286万7147円、平成29年が2949万1472円、平成
30年が3147万3210円、平成31年・令和元年が2745万74
20 61円となり、その合計額は、1億1128万9290円となる。

イ 使用料率について

- (ア) 実施に対し受けるべき料率は、特許発明の場合、①当該特許発明の実際
の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界に
おける実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すな
わち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特
25 許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、
④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた

諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきであるとされるところ
(知財高判令和元年6月7日判時2430号34頁)、商標の場合も同様の
の考えが成り立つと解すべきである。

(イ) 本件商標の実際の実施料率は主張立証されていないこと

5 本件商標が使用許諾された事実は主張されておらず、本件商標の実際の実施許諾契約における実施料率の主張立証もない。

(ウ) 商標権の実施料の相場からするとせいぜい2%程度にすぎないこと

「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム
著作権・技術ノウハウ～」(乙32)によると、商標権のロイヤルティ料
10 率の平均値は2.6%である。また、同文献において、ロイヤルティ料率
の最大値が10%を超える商標分類は、第5類(薬剤)、第35類(広告、
事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる
顧客に対する便益の提供)、第37類(建設、設置工事及び修理)の3つ
しか存在せず、ロイヤルティ料率が10%となること自体が極めてまれで
15 ある。

そうすると、本件商標の実施料率は、相場からするとせいぜい2%程度
にすぎない。

(エ) 本件商標のようにスイスの国旗に似ている商標は数多くかばん類に使
用されており、本件商標の出所表示機能は高くないこと

20 本件商標は、スイスの国旗と同じ白十字(ホワイトクロス)の図形を含
み、ホワイトクロスの観念が生じる。また、本件商標の白十字(ホワイト
クロス)の図形部分は、スイスのThe Federal Councilが公表するスイス
の国旗(The Swiss Flag)と同一(相似形)である(乙35)。さらに、
スイスの国旗が著名な国旗である一方で、本件商標が著名な商標である
25 という事情もない。

そうすると、本件商標に接した需要者は、原告の出所を想起するよりは、

スイスや、スイスの国旗を想起するのが通常である。

また、スイスの国旗を含む商標がかばん類に用いられるのは、本件商標だけではないから（乙36）、スイスの国旗に似ており、それに接した者がスイスの国旗を想起する商標は、本件商標に限られない。そして、これらの商標の外観は、スイスの国旗部分以外に顕著な特徴は見られず、その概念も、ホワイトクロス以外に見い出せない。

したがって、スイスの国旗に酷似するという特徴しか持たない本件商標の出所表示機能は低いと解するほかなく、その使用料率は、商標権の平均実施料率程度であるか、それよりも低くなるべきである。

(オ) 被告の売上げは被告各標章ではなく「SWISSWIN」という被告の登録商標の著名性による寄与がほとんどであること

被告各標章は、大きさが数ミリメートルであったり、黒色の素材に凹部又は凸部として造形されていて慎重に観察しなければ認識できない程度の造形物であったりするように、目立たない態様で使用されている。

他方、被告は、商品を販売する際には、必ず被告登録商標1（SWISSWIN）を商品タグに付している、また、被告の製品の販売業者もインターネットショッピングサイト中に「SWISSWIN」、「スイスウィン」という文字を目立つ場所に表示させている。しかも、この被告登録商標1は著名である。そうすると、被告の売上げは、著名な被告の登録商標の寄与がほとんどである。

したがって、被告の侵害態様が原告の売上げ及び利益に及ぼす影響は極めて軽微である。

(カ) 原告は日本国内での販売量が少なく被告と競合していないこと

被告は、製品のほとんどを日本国内の顧客に販売するのに対し、本件商標は、平成28年に不使用取消審判が認容されるほど使用の実績はなく、その後審決取消訴訟が認容されたものの、リュックサック等の使用の事実

は示されなかった。また、原告は、現在においても日本国内ではほとんどかばん類を販売しておらず、本件商標の顧客吸引力も認められない。

したがって、原告と被告の間では、その市場がほとんど重なっておらず、競業の度合いは小さい。

5 (キ) いわゆる侵害プレミアムは認められないこと

事後的に定められるべき実施料率は、必ずしも通常の実施料率に比べて高額になるものではない。しかるに、本件商標の出所表示機能は低く、日本国内ではほとんど本件商標を付したかばん類は販売されておらず、顧客吸引力も認められない。むしろ、被告各標章の寄与ではなく、被告登録商標 1 (SWISSWIN) の著名性による販売への寄与の方が大きい。そうすると、被告には、原告から本件商標の実施許諾を受けようとするインセンティブは全く働かない。

10

したがって、本件商標の実施料率の算定に当たり、いわゆる侵害プレミアムは認められない。

15

(ク) 小括

以上によれば、本件商標の使用料率は、2%にすべきである。

ウ 損害額等

前記アの売上高に前記イの使用料率を乗じると、原告の損害は、222万5786円となる。

20

第4 当裁判所の判断

1 争点1 (本件商標と被告各標章の類否) について

(1) 商標の類否について

25

商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものである(最高裁昭和39年(行ツ)第110号同43年2月27日第三小法廷判

決・民集22巻2号399頁参照)。

(2) 本件商標について

本件商標は、別紙原告商標目録記載のとおりであるところ、その形状は、やや丸みを帯びた縁(辺)を有する略四角形(略正方形)と、これに囲まれた略相似形であるやや丸みを帯びた縁(辺)を有する略四角形(略正方形)と、その内部(中央)に位置する幅広の十字から成り、前者の略四角形との縁と後者の略四角形の縁とが成す部分(以下「外縁部分」という。)と、上記十字部分は、いずれも白色である。他方、後者の略四角形の内部は、上記十字部分を除き黒色であり、上記十字の幅は、上記外縁部分の3倍程度である。

(3) 被告標章1と本件商標の類否について

被告標章1は、別紙被告標章目録記載1のとおりであるところ、本件商標と被告標章1とは、四隅が直角でない略四角形(略正方形)と、これに囲まれた略相似形である略四角形(略正方形)と、その内部(中央)に位置する幅広の十字から成るといふ点において共通し、略四角形(略正方形)の縁(辺)や四隅の態様(丸みを帯びているか直線状であるか)、上記十字の幅、外縁部分や十字の色の点において相違する。

上記によれば、両者の上記共通点は、略正方形の外縁部分と十字部分であるところ、これらは、図形の中心のかつ全体的構成に関わる部分であるといえるから、本件商標の指定商品や被告商品の取引者、需要者が最も着目するものであるといえるのに対し、両者の上記相違点は、①略四角形の縁がやや丸みを帯びているか、直線状であるか、②その四隅の態様が丸みを帯びているか、隅切りであるか、③十字の幅が外縁部分の幅の3倍程度であるか、2倍程度であるか、④外縁部分及び十字の色が白色であるか、銀色であるかなどという程度のものである。

上記共通点及び相違点の形状及び色彩を踏まえると、上記①ないし③については、中心のかつ全体的構成に関わる共通点と比べると微差というべきもので

あり、上記共通点から全体として受ける類似との印象を直ちに左右するものと認めることはできず、また、上記④についても、他の部分（黒色）と比較した場合、上記部分が白色であるか銀色であるかによって両者が全体として異なる印象となるものと認めることはできない。

5 そうすると、本件商標と被告標章1の外観は類似しており、両者の称呼及び観念も上記共通点から生ずるものであって異なるところはないといえる。

 したがって、両者について、かばん製品（本件商標の指定商品及び被告商品）に使用された場合にその外観、観念、称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ
10 全体的に考察すると、本件商標と被告標章1とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものと認めるのが相当である。

(4) 被告標章2と本件商標の類否について

 被告標章2は、別紙被告標章目録記載2のとおりであるところ、本件商標と
15 被告標章2とは、四隅が直角でない略四角形（略正方形）と、これに囲まれた略相似形である略四角形（略正方形）と、その内部（中央）に位置する幅広の十字から成るという点において共通し、略四角形（略正方形）の縁（辺）や四隅の態様（丸みを帯びているか直線状であるか）、上記十字の幅（外縁部分の幅の3倍程度か2倍程度か）の点において相違する。

 上記によれば、両者の上記共通点は、略正方形の外縁部分と十字部分であるところ、これらは、図形の中心のかつ全体的構成に関わる部分であるといえるから、本件商標の指定商品や被告商品の取引者、需要者が最も着目するものであるといえるのに対し、両者の上記相違点は、上記(3)において説示したところと同様に、中心のかつ全体的構成に関わる共通点と比べると微差というべきものであり、上記共通点から全体として受ける類似との印象を直ちに左右するもの
25 と認めることはできない。

そうすると、本件商標と被告標章2の外観は類似しており、両者の称呼、観念も上記共通点から生ずるものであって異なるものというべきである。

したがって、両者について、かばん製品(本件商標の指定商品及び被告商品)に使用された場合にその外観、観念、称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、本件商標と被告標章2とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものと認めるのが相当である。

(5) 被告標章3と本件商標の類否について

被告標章3は、別紙被告標章目録記載3のとおりであるところ、本件商標と被告標章3は、四隅が直角でない略四角形(略正方形)と、これに囲まれた略相似形である略四角形(略正方形)と、その内部(中央)に位置する幅広の十字から成るという点において共通し、略四角形(略正方形)の縁(辺)や四隅の態様、上記十字の幅、外縁部分や十字の色、陽刻・陰刻の点において相違する。

上記によれば、両者の上記共通点は、略正方形の外縁部分と十字部分であるところ、これらは、図形の中心のかつ全体的構成に関わる部分であるといえるから、本件商標の指定商品や被告商品の取引者、需要者が最も着目するものであるといえるのに対し、両者の上記相違点は、①略四角形(略正方形)の縁(辺)がやや丸みを帯びているか、直線状であるか、②その四隅の態様が丸みを帯びているか、隅切りであるか、③十字の幅が外縁部分の幅の3倍程度であるか、同程度であるか、④外縁部分や十字の色が白色であるか、黒ないしそれに近い色彩であるか、⑤陽刻・陰刻の有無であるなどという程度のものである。

上記共通点及び相違点の形状及び色彩を踏まえると、上記①ないし③については、中心のかつ全体的構成に関わる共通点と比べると微差というべきものであり、上記共通点から全体として受ける類似との印象を直ちに左右するものと

認めることはできず、また、上記④及び⑤についても、本件商標の指定商品や被告商品が、かばん製品であり、その標章は、かばん本体だけでなく、ファスナー、留め具、ハンドル（持ち手）、ショルダーストラップ（バッグを肩から掛けるための帯状のベルト）など様々な位置に付され得ることをも踏まえると、
5 様々な使用態様で需要者の目に十分に留まるものといえるから、その中心的一つ全体的構成を占める図形の共通形状に照らし、取引者、需要者においては、金具部分への陰刻等により外縁部分や十字が他の部分から浮き彫りになっていたとしても、外縁部分や十字の色が白色で他の部分が黒色であるものと対比し、全体として異なる印象となるものと認めることはできない。

10 そうすると、本件商標と被告標章3の外観は類似しており、両者の称呼、観念も上記共通点から生ずるものであって異なるところはないといえる。

したがって、両者について、かばん製品（本件商標の指定商品及び被告商品）に使用されたときにその外観、観念、称呼によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、上記かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ
15 全体的に考察すると、本件商標と被告標章3とは、本件商標の指定商品や被告商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、両者は類似するものと認めるのが相当である。

(6) 被告の主張について

ア 被告は、被告各標章を製品に付す際には、被告登録商標1である「SWI
20 SSWIN」の文字を付しており、被告各標章はこれと組み合わせたものであって結合商標に当たると主張する。

しかしながら、証拠（甲4、7、12、28）及び弁論の全趣旨によれば、被告商品に付された被告各標章の一部には、被告登録商標1と並べて付されたものもあることが一応認められるものの、いずれの被告商品においても、
25 被告各標章のみが単独で付されている部分があることからすると、結合商標であるとする被告の主張は、その前提を欠く。したがって、被告の主張は、

採用することができない。

イ 被告は、被告標章1は、被告登録商標2の一部であり、被告標章1の部分だけを分離して類否を判断すべきでない」と主張する。

そこで検討すると、被告の上記主張は、被告登録商標2（乙2の2）の内部にある四角形とその内部の十字から成る図形と、被告標章2とが同一であることを前提とするものであると解される。しかしながら、証拠（乙2の2）によれば、上記被告登録商標2の内部の図形は、外側の四角形の四隅が直角であり、十字部分が外側の四角形と接し、十字部分が外縁部分の幅と同程度であることが認められる。そうすると、上記内部の図形は、前記(3)認定に係る被告標章1とは、中心のかつ全体的構成を占める図形の形状において明らかに相違するものであることが認められる。

のみならず、証拠（乙3）によれば、被告標章1は、リュックサックの本体において、プラスチック様の土台の中心部に配置されていることが認められるところ、被告標章1の使用態様からすれば、出所識別機能を強く発揮するのは明らかに被告標章1の部分であり、その余は、黒いプラスチック様の部品である以上に出所識別機能まで有するものといえない。そうすると、上記認定に係る使用態様を踏まえると、被告標章1は、プラスチック様の土台から分離してその類否を判断されるべきものといえる。

したがって、被告の主張は、採用することができない。

ウ 被告は、本件商標のうち、十字部分はありふれた図形であるから出所識別機能を有さず、本件商標の要部は、外周部分の略正方形の縁取り部分であり、この部分の外観は、被告各標章は大部分が直線で形成されているのに対し、本件商標は8つの円弧から成り、その外観が大きく異なるなどと主張する。

しかしながら、略正方形の外縁部分と十字部分は、図形の中心のかつ全体的構成に関わる部分であり、本件商標の指定商品や被告商品の取引者、需要者が最も着目するものであることは、前記において説示したとおりである。

そうすると、被告の主張は、上記と異なる要部の認定に立って主張するものであり、その前提を欠く。したがって、被告の主張は、採用することができない。

エ 被告は、取引の実情に鑑みると、被告各標章の使用による出所の誤認混同があるとはいえないと主張する。

しかしながら、本件商標と被告各標章は、かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、その中心かつ全体的構成を占める図形の共通形状に照らし、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認められることは、前記において説示したとおりである。現に、証拠（甲8）及び弁論の全趣旨によれば、①インターネットショッピングサイトである「YAHOO! JAPAN ショッピング」において、かばん製品の販売業者が、販売するリュックサックに係る商品情報として「SWISSWIN SWISSGEAR デイパック バックパック ウェンガー WENGER」、「スイスの人気アウトドアブランドWENGERシリーズSWISSWINから多機能&収納豊富でスタイリッシュなデザインのバッグの登場です。」と表示して、原告の「ウェンガー」又は「WENGER」と、被告の「SWISSWIN」とを混同していること、②インターネットショッピングサイトである「楽天市場ウェブサイト」において、かばん製品の販売業者が、販売するブリーフケースに係る商品情報として、「スイスの人気アウトドアブランドWENGER」、「WENGER PROSPECTUS (ヴェンガー プロスペクタス)」、「SWISSWIN スイスウィン」と表示して、原告の「ウェンガー」又は「WENGER」と、被告の「SWISSWIN」とを混同していること、以上の事実が認められる。そうすると、インターネットショッピングサイトの販売業者においては、現に、原告商品と被告商品とを誤認混同していることが認められることからすると、このような事実も、上記にいう誤認混同のおそれを十分に裏付けるものといえる。

したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

(7) 小括

以上によれば、被告各標章は本件商標と類似するものと認められる。

2 争点2（商標法4条1項1号該当事由の有無）について

5 被告は、本件商標はスイスの国旗と類似するから、商標法4条1項1号に該当する事由があると主張する。

しかしながら、本件商標は、前記1(2)認定のとおりであるのに対し、スイスの国旗は、正方形と、その内部（中央）に位置する幅広で白色の十字から成り、正方形の内部は、白色である上記十字部分を除いて赤色である。そうすると、本件
10 商標及びスイスの国旗は、幅広の十字を内部に有するという点において共通するものの、スイスの国旗は、正方形であって白色の外縁部分がなく、内部の十字部分を除いた部分が鮮やかな赤色である点において相違するものと認められる。

上記共通点及び相違点の形状及び色彩を踏まえると、本件商標とスイスの国旗は、中心のかつ全体的構成を占める図形の形状及び色彩において明らかに相違する
15 ものであることが認められる。そうすると、本件商標は、スイスの国旗と同一又は類似の商標に該当するものと認めることはできない。

したがって、被告の主張は、採用することができない。

3 争点3（本件商標権の効力が被告各標章に及ぶか）について

(1) 被告は、甲4に掲載された写真における使用態様を指摘した上で、被告各標
20 章は、自他商品識別標識としての機能を果たさない態様としての使用であり、商標的使用ではないから、商標権侵害についての実質的違法性を欠くと主張する。この主張は、弁論の全趣旨によれば、被告各標章が、商標法26条1項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」に該当すると主張するものである
25 と解される。

(2) そこで検討すると、証拠（甲3、4）及び弁論の全趣旨によれば、①原告代

理人がインターネットショッピングサイトであるアマゾンジャパンで購入した被告商品であるリュックサックにおいて、(a)本体の正面上部に被告標章1が、(b)本体のショルダーストラップ（バッグを肩から掛けるための帯状のベルト）、本体裏面及び持ち手に被告標章2が、(c)本体のファスナー及び留め具等に被告標章3が、それぞれ付されていること、②被告作成に係るパンフレット（甲3の1）において、被告の「取扱商品」の欄に、直角でない略四角形（略正方形）と、これに囲まれた略相似形である略四角形（略正方形）と、その内部（中央）に位置する幅広の十字から成り、前者の略四角形の縁と後者の略四角形の縁とが成す部分（外縁部分）は白色、後者の略四角形の内部は、白色である上記十字部分を除き、黒色である標章が、「SWISSWIN」の文字と並べて表示されていること、以上の事実が認められる。

上記認定に係る被告各標章の位置や表示の態様、かばん製品に係る取引の実情を踏まえると、被告各標章は、その大きさが若干小さいことを踏まえても、かばん製品を取り扱う需要者が十分に目視し得る範囲にあり、その形状及び色彩も十分に認識できることが認められる。

そうすると、被告各標章は、その需要者に対して、商品の自他を識別し、出所を表示する態様で使用されているといえるから、商標法26条1項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」に該当するものと認めることはできない。

- (3) これに対し、被告は、①甲4の別紙1の被告標章3のうち、5番目と6番目は僅か数ミリメートルの大きさであり、写真を拡大してようやく被告標章3の形状が認識できる程度のものであるから、自他商品識別標識としての機能を果たさない態様としての使用である、②これら以外の被告標章3は、全て黒色の素材に凹部又は凸部として造形されているにすぎず、全体が同色であるから光を当てて慎重に観察しなければ認識できない程度の造形物であり、しかも、正

方形に十字が加わった単純な図形であるから、意匠的な模様とは見得るものの、自他商品識別機能としての機能を果たさない態様としての使用である、③被告標章1及び被告標章2も、それら単独では、意匠的な模様にすぎず、自他商品識別標識としての機能を果たしていないなどと主張する。

5 しかしながら、上記①についてみると、被告が指摘する被告標章3が小さいものであるとしても、中心のかつ全体的構成を占める外縁部分と十字部分の形状に鑑みると、単なる意匠的な模様であるということはできず、取引者、需要者が被告標章3により出所を認識し得るといえるから、被告標章3が自他商品識別機能を有しないということとはできない。

10 また、上記②についてみると、被告標章3が全て黒色の素材に凹部又は凸部として造形され、全体が同色であるとしても、上記において説示したところと同様に、中心のかつ全体的構成を占める外縁部分と十字部分の形状に鑑みると、単なる意匠的な模様であるということはできず、また、前記認定に係る被告各標章の位置や表示の態様等を踏まえれば、需要者において慎重に観察しなければ認識できないものとはいえない。

15 さらに、上記③についてみると、上記において繰り返し説示したところと同様に、中心のかつ全体的構成を占める外縁部分と十字部分の形状に鑑みると、単なる意匠的な模様であるということはできず、被告標章3と同様に、被告標章1及び被告標章2が自他商品識別機能を有しないということとはできない。

20 その他に、被告商品に付された被告各標章が、商標法26条1項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」であると認めるに足りる的確な証拠はない。

 したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

25 (4) 以上によれば、被告商品に付された被告各標章が、商標法26条1項6号にいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することが

できる態様により使用されていない商標」に該当するものとはいえず、その他にも、本件商標権の効力が被告各標章に及ぶことを否定する事情も見当たらず、本件商標権の効力は、被告各標章に及ぶものといえる。

4 争点4（過失の有無）について

5 (1) 商標法39条において準用する特許法103条によれば、他人の商標権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定される。そうすると、被告は、本件商標権の侵害について過失があったものと推定される。

10 (2) これに対し、被告は、意図的に本件商標の顧客吸引力にフリーライドしておらず、リュックサック等を販売する場合には、必ず「SWISSWIN」（被告登録商標1）や「TRAVELPLUS」等のブランド名を商品タグに付しているほか、被告の製品の販売業者においても、インターネットショッピングサイト中に「SWISSWIN」、「スイスウィン」という文字を目立つ場所に表示させていることからすれば、被告には、故意又は重大な過失がないなどと主張する。

15 しかしながら、被告が主張するような事情によっても、前記認定に係る被告各標章の使用態様を踏まえると、十分に誤認混同を防ぎ得るものとはいえず、前記において説示したところを踏まえると、被告の主張は、商標権侵害についての過失の推定を覆すに足りる事情とはいえないことは明らかであり、当を得ないというほかない。

20 したがって、被告の主張は、採用することができない。

(3) 以上によれば、本件商標権の侵害につき、被告の過失を認めるのが相当である。

5 争点5（損害額等）について

25 (1) 商標法38条は、商標権侵害の際に商標権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定であり、その損害額は、原則として、侵害品の売上高を基準として、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。

そして、実施に対し受けるべき料率は、①当該商標の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該商標に蓄積された信用や顧客吸引力の程度、③当該商標を当該商品に使用した場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④商標権者と侵害者との競業関係や商標権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである（知的財産高等裁判所平成30年（ネ）第10063号令和元年6月7日特別部判決参照）。

(2) 侵害品の売上高について

ア 算定方法について

被告は、本件訴訟において、商品の品番ごとの売上げの集計管理をしていないとして、商品の売上げに係る資料を開示又は提出していない。

このような本件訴訟の審理経過や証拠関係に鑑みると、弁論の全趣旨に照らし、本件における侵害品の売上高は、損益計算書（乙15）の売上高に、売上高に占める侵害品の割合を乗じて算定することが相当であり、上記売上高に占める侵害品の割合は、被告作成に係る納品書等（乙39）から算定するのが相当である。

イ 損益計算書の売上高について

証拠（乙15）によれば、被告の損益計算書における売上高は、平成28年が4685万8907円、平成29年が8963万9733円、平成30年が1億3804万0396円、平成31年・令和元年が1億5871万3649円であることが認められる。

ウ 侵害品の割合について

(ア) 納品書等（乙39）を集計した結果として、別紙被告製品番号及び売上合計額一覧の「製品番号」欄の売上げの合計額が、「売上合計額」欄記載のとおりであることにつき、当事者間に争いはない。また、証拠（甲32、乙39）及び弁論の全趣旨によれば、上記「製品番号」欄の平成28年な

いし平成31年・令和元年の各年における売上の合計額は、同別紙の各記載のとおりであることが認められる。

そして、原告は、納品書等（乙39）記載の各商品の売上のうち、当該商品名等から被告商品ではないことが明らかである商品の売上げ及び
5 配送料・人件費等を除いた売上げは、全て被告商品の売上げであるとみなすべきであるとして、上記「製品番号」欄の全てを侵害品として算定すべきであると主張する。これに対し、被告は、上記「製品番号」欄のうち一部（品番SWE1018、同SW9966、同SW9275i-N、同SW9032N、同SW9017N、同SW9017、
10 同SW092806N、同SW1506、同SW1872、同SW1873、同SW8118N、同SW8134a-N、同SW9002N、同SW9016N）については、被告各標章が付されたものであることを認めているものの、その余は被告各標章が付されたものではないと主張する。

(イ) そこで、被告が否認する被告の製品について検討すると、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、製品番号SW8134A（甲12の1）、同SW9016（甲
15 12の2）、同SW9750（甲12の3）、同SWE1007（甲12の6）、同SW1901（甲12の8）、同SW6004V（甲12の9）、同SW8350（甲12の10）、同SW9333N（甲12の11）、同SW9275I（甲12の13）、同SW9032（甲12の14）、同SW9333（甲15の1）、同SW9031N（甲15の1）、同SWR002N（甲15の1）、同SWK1005N（甲15の1）、同SW9038（甲15
20 の1）、同SW9980（甲15の1）、同SWA0001（甲15の1）、同SW8134（甲15の1）、同SW9730（甲15の1）、同SW09810N（甲15の1）、同SW8112N（甲19）、同swe1058（甲20）、同sw1871（甲21）、同SN7029（甲28の1）、同SN7077（甲28の2、3）、同SN8118（甲28の4）、同SN9070（甲28の5）、同SN9112（甲28の6）、同SN9213（甲28の
25 7）、同SN9303（甲28の8）の各製品においては、被告各標章が付された上で、販売がされていることが認められる。

上記認定事実によれば、「SW」又は「SN」から始まる多数の被告の製品に被告各標章が現に付されていることが認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、製品番号の「SW」は「SWISSWIN」を、製品番号の「SN」は「SUISSEWIN」をそれぞれ指すものと認められる。

5 これらの事情を踏まえると、「SW」又は「SN」から始まるその余の被告の製品についても、これを覆すに足りる特段の事情が認められない限り、いずれも被告各標章が付されているものと推認するのが相当である。

そこで、被告主張に係る証拠を踏まえ、上記にいう特段の事情の存否を検討することとする。

10 これに対し、原告は、上記の認定を超えて、「SW」又は「SN」から始まる被告の製品以外の「製品番号」欄記載のものについても、被告各標章がいずれも付されたものとして取り扱うべきであると主張するものの、原告の上記主張は、これを裏付けるに足りる的確な証拠がなく、推認の具体的根拠を欠くものであり、採用することができない。

15 (ウ) 被告の主張について

a 被告は、「SW」から始まるもののうち、原告が証拠を提出する製品番号SW9275i、同SW9031N、同SW5052V、同SW1871については、被告各標章が付されていないと主張し、証拠(乙40)を提出する。しかしながら、上記証拠によれば、上記証拠は、令和3年10月19日に撮影されたものであって、納品書等に係る期間よりも後に撮影されたものであること
20 からすると、その提出経過を踏まえても、上記証拠は、上記認定を左右するものとはいえない。

b 被告は、原告が提出する証拠(甲12、15、19ないし21、28の4)につき、被告が販売やカタログの作成に関与していないから、上記各証拠は、被告が本件商標権を侵害したことの証拠とはならないなど
25 と主張する。しかしながら、仮に被告が上記各証拠に係る販売やカタ

ログの作成に関与していないとしても、上記各証拠に係る各製品においては、被告各標章が現に付されて販売されていることが認められるのであるから、同一の製品番号の製品には同一の標章が付されていると推認するのが相当であり、被告は、上記推認を妨げるような主張立証を具体的にするものではない。

したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

c 被告は、①製品番号が「SW」から始まるもののうち、SW222681、SWA222393、SWA222306、SW9032purple、SW9032blackについて、乙17ないし19、37を提出し、②製品番号が「SN」から始まるもののうち、SN2006K、SN6617、SNE1635、SNK2308について、乙41、42を提出する。

上記①について、製品番号SW222681、同SWA222393、同SWA222306に係る証拠（乙17ないし19）における写真の撮影日時が令和3年10月19日であり納品書等に係る期間よりも後に作成されたものであること、製品番号SW9032purple、同SW9032blackに係る証拠（乙37）の作成年月日がいずれも不詳であることを踏まえると、上記各証拠は、上記推認を妨げる的確な証拠であるとはいえない。

上記②について、証拠（乙41、42）によれば、上記証拠の画像の保存日時が平成27年9月頃であること、上記証拠に写った製品には被告各標章が付されているとは認められないこと、以上の事実が認められる。上記認定事実によれば、上記証拠（乙41、42）は、納品書等作成に係る期間より前に、被告各標章が付されていなかったことを立証するものであり、その後に被告各標章が付されたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

これらの事情の下においては、上記証拠は、前記推認を妨げるに足りる事情を裏付けるものといえるから、製品番号が「SN」から始まるもの

のうち、SN2006K、SN6617、SNE1635、SNK2308に係る被告の製品に限っては、上記推認を覆すに足りる特段の事情が認められるというべきである。

したがって、上記被告の製品は、侵害品であるということとはできない。

5 これに対し、原告は、上記各証拠が、納品書等作成に係る期間よりも前に撮影されたものであるから、被告の主張を裏付けるものではないなどと主張する。しかしながら、その後に被告各標章が付されたことを認めるに足りる的確な証拠はないことは、上記において説示したとおりである。したがって、原告の主張は、採用することができない。

10 エ(ア) 証拠(甲32、乙39)及び弁論の全趣旨によれば、納品書等(乙39)

記載の売上げの合計額は、平成28年が3837万0998円、平成29年が8072万8982円、平成30年が1億1782万9742円、平成31年・令和元年分が、1億2979万5539円であると認めるのが相当である。

15 また、前記ウによれば、別紙被告製品番号及び売上合計額一覧の「認定」欄に「○」を付したのものについて、被告各標章が付されたものとして侵害品の割合を算定するのが相当であるところ、これを集計すると、以下のとおりとなる。

平成28年 3769万4761円

20 平成29年 7431万7144円

平成30年 8340万4881円

平成31年・令和元年 7201万2850円

(イ) 以上によれば、売上高に占める侵害品の割合(小数点第一位で四捨五入)は、以下のとおりとなる。

25 平成28年 98% (≒3769万4761円÷3837万0998円×100%)

平成29年 92% (≒7431万7144円÷8072万8982円×100%)

平成30年 71% (≒8340万4881円÷1億1782万9742円×100%)

5 平成31年・令和元年 55% (≒7201万2850円÷1億2979万5539円×100%)

オ 侵害品の売上高

したがって、平成28年から平成31年・令和元年までの侵害品の売上高は、以下のとおりとなる（小数点第一位で四捨五入）。

10 平成28年 4592万1729円 (≒4685万8907円×98%)

平成29年 8246万8554円 (≒8963万9733円×92%)

平成30年 9800万8681円 (≒1億3804万0396円×71%)

15 平成31年・令和元年 8729万2507円 (≒1億5871万3649円×55%)

以上によれば、本件における侵害品の売上高は、上記の合計である3億1369万1471円となる。

(3) 使用料率について

20 本件商標の実施に対し受けるべき料率を検討するに、前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、①経済産業省知的財産政策室「ロイヤルティ料率データハンドブック」（平成22年）において、商標権におけるロイヤルティ料率の平均値は2.6%であること（なお、商標分類の18類については、サンプル数は0とされている。）（乙32）、②原告は、長年の間、「WENGER」ブランドとして世界的に著名なアーミーナイフを製造販売していたが、
25 現在は同ブランドとして時計やバッグを製造販売し、本件商標を付したかばん製品を販売していること（甲24ないし27）、③インターネット上のショッ

ピングサイトにおいて、本件商標が付された原告商品（かばん製品）が販売されており、原告商品と被告商品とは競合すること（甲16）、以上の事実が認められる。

そして、商標法38条3項による「受けるべき利益」の算定の基礎となる相当使用料率は、侵害があったことを前提として合意されるべきものであるから、
5 通常の料率よりも自ずと高くなることに鑑み、上記認定事実を含め本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、その料率は売上高の4%であると認めるのが相当である。

なお、被告は、損害不発生の抗弁も主張するが、上記において説示したところによれば、その主張は、採用の限りではない。

(4) 損害額について

ア 商標法38条3項に基づく損害額

したがって、商標法38条3項に基づく損害額は、次の計算式のとおり、
1254万7659円となる（小数点第一位で四捨五入）。

(計算式)

$$3億1369万1471円 \times 4\% \div 1254万7659円$$

イ 弁護士費用

本件事案の内容、難易度、審理経過及び認容額等に鑑みると、これと相当因果関係があると認められる弁護士費用相当損害額は、1254万7659
20 円の1割（小数点第一位で四捨五入）である125万4766円の限度で認めるのが相当である。

ウ 合計額

以上によれば、本件の損害額は、1380万2425円となる。

6 その他

その他に、原告及び被告各提出に係る準備書面及び証拠を改めて十分に検討しても、原告及び被告の各主張は、上記において説示したところを踏まえると、上

記判断を左右するものとはいえず、上記判断とは異なる当事者双方の主張は、その限度において、いずれも採用することができない。

以上によれば、不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した部分については、これと予備的な関係にある利得金返還請求部分の成否が問題となるところ、上記に
5 おいて説示したところと同様に、当該利得金返還請求部分についても理由がない。

第5 結論

よって、原告の請求は、主文の限度で理由があるからこれを認容することとし、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴
法61条、64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

10

東京地方裁判所民事第40部

15

裁判長裁判官

中 島 基 至

20

裁判官

古 賀 千 尋

25

裁判官國井陽平は転官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

中 島 基 至

(別紙)

原告商標目録

登録番号 国際登録第1002196号

5 国際登録日 2009年(平成21年)1月16日

(優先権主張 2008年(平成20年)8月14日米国出願)

国内登録日 2010年(平成22年)11月5日

商品の区分 第8類、9類、14類、18類、25類

指定商品 第18類 All-purpose dry bags、 luggage、 backpacks、

10 daypacks、 duffel bags、 utility bags、 shoulder bags、 casual

bags、 briefcases、 non-motorized wheeled packs、 cosmetic cases

sold empty and toiletry cases sold empty、 travel bags、 small personal

leather goods、 namely、 wallets、 billfolds、 credit card cases、

neck、 necklace wallets、 and shaving bags sold empty; umbrellas and

15 name and calling card cases、 cosmetic cases sold empty、 toiletry

cases sold empty、 luggage tags、 waistpacks、 bags worn on the

body、 business cases、 travel bags、 all-purpose personal care

bags、 small personal leather goods; shoe bags for travel; unfitted bags

for handheld electronic devices; waistpacks for holding electronic

20 devices.等

(参考訳)

汎用防水バッグ、旅行かばん、バックパック、デイパック(日帰り

ハイキング用などの小型ナップサック)、ダッフルバッグ、多

用途のかばん、肩掛けかばん、カジュアルバッグ、ブリーフケー

25 ス、車輪の付いたバック(原動機付きのものを除く。)、化粧品

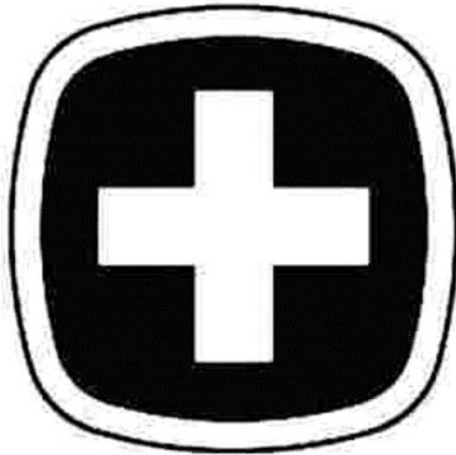
用ケース(中身が入っていないもの)、旅行かばん、革製の小さ

5

な身の回りの物、すなわち財布、札入れ、クレジットカード入れ、首にぶら下げる財布・ネックレス付きの財布、シェービングバッグ（中味が入っていないもの）、傘及び名刺用ケース、化粧品用ケース（中身なし）、化粧品入れ（空のもの）、旅行かばん用タグ、ウエストパック、身体に装着させるかばん、書類かばん、旅行かばん、汎用の身の回りの物を入れるかばん、革製の小さな身の回りの物、旅行用靴袋、手持ち式の電子式装置に不向きなバッグ、電子式装置保持用のウエストパック等

10

登録商標



以上

(別紙)

被告標章目録

1 被告標章 1



5

2 被告標章 2



10

3 被告標章 3



以上

(別紙)

被告商品製品番号及び売上合計額一覧

(単位円)

	製品番号	売上合計額	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	認定
1.	162	25,650	0	0	0	25,650	
2.	1058	6,957	0	0	0	6,957	
3.	2016	-800	0	0	0	-800	
4.	100011	-911	0	0	0	-911	
5.	1000002	20,009	0	0	0	20,009	
6.	1000009	22,160	0	0	0	22,160	
7.	1000010	3,633	0	0	0	3,633	
8.	1000011	23,686	0	0	0	23,686	
9.	1000017	17,540	0	0	0	17,540	
10.	1000019	2,769	0	0	0	2,769	
11.	1000030	7,790	0	0	0	7,790	
12.	10000026	2,308	0	0	0	2,308	
13.	(モデル番号の記載なし。PO番号:7BUTCGX)	2,231	0	0	0	2,231	
14.	1/2リュックサック	4,300	0	0	4,300	0	
15.	1000002-0001	3,531	0	0	3,531	0	
16.	1000002-0001ブラック	3,766	0	3,766	0	0	
17.	1000009-0001	4,155	0	0	4,155	0	

18.	1000009-0001ﾌﾞﾗｯｸ	6,645	0	6,645	0	0	
19.	1000010-0001	3,633	0	0	3,633	0	
20.	1000010-0001ﾌﾞﾗｯｸ	3,876	0	3,876	0	0	
21.	1000011-0001	2,733	0	0	2,733	0	
22.	1000011-0001ﾌﾞﾗｯｸ	4,374	0	4,374	0	0	
23.	1000014-0001ﾌﾞﾗｯｸ	2,954	0	2,954	0	0	
24.	1000017-0001	2,631	0	0	2,631	0	
25.	1000017-0001ﾌﾞﾗｯｸ	2,806	0	2,806	0	0	
26.	1000017-5003	1,754	0	0	1,754	0	
27.	1000017-5003オーシャン	2,806	0	2,806	0	0	
28.	1000019-0001	2,769	0	0	2,769	0	
29.	1000019-0001ﾌﾞﾗｯｸ	2,954	0	2,954	0	0	
30.	1000026-0001	6,924	0	0	6,924	0	
31.	1000026-0001ﾌﾞﾗｯｸ	11,076	0	11,076	0	0	
32.	1000026-0002	6,924	0	0	6,924	0	
33.	1000026-0002ｸﾞﾚｰX ﾌﾞﾙｰ	7,384	0	7,384	0	0	
34.	1000026-4006ﾀﾞｰｸｸﾞ ﾘｰﾝ	7,384	0	7,384	0	0	
35.	1000026-5011	6,924	0	0	6,924	0	
36.	1000026-5011ﾌﾞﾙｰ	7,384	0	7,384	0	0	
37.	1000027-0001	6,681	0	0	6,681	0	
38.	1000027-0001ﾌﾞﾗｯｸ	14,252	0	14,252	0	0	
39.	1000027-0002	6,681	0	0	6,681	0	
40.	1000027-0002ｸﾞﾚｰ	7,126	0	7,126	0	0	

41.	1000027-5011	6,681	0	0	6,681	0	
42.	1000027-5011ブルー	7,126	0	7,126	0	0	
43.	1000028-0001ブラック	6,702	0	6,702	0	0	
44.	1000028-4012グリーン	4,468	0	4,468	0	0	
45.	1000028-4021	4,191	0	0	4,191	0	
46.	1000028-5012	4,191	0	0	4,191	0	
47.	1000028-5012グレイX ブルー	4,468	0	4,468	0	0	
48.	1000028-5013	4,191	0	0	4,191	0	
49.	1000028-5013ブルー	4,468	0	4,468	0	0	
50.	1000030-0001	4,674	0	0	4,674	0	
51.	1000030-0001ブラック	4,984	0	4,984	0	0	
52.	1000030-0007	4,674	0	0	4,674	0	
53.	1000030-0007ブラックX ホワイト	4,984	0	4,984	0	0	
54.	1000030-4006	4,674	0	0	4,674	0	
55.	1000030-4006グリーン	4,984	0	4,984	0	0	
56.	1000030-5011	4,674	0	0	4,674	0	
57.	1000030-5011ブルー	4,984	0	4,984	0	0	
58.	1000030-6003	4,674	0	0	4,674	0	
59.	1000030-6003パープル	4,984	0	4,984	0	0	
60.	12.13マトラス職員販売	74,750	74,750	0	0	0	
61.	2016不良品	12,000	0	0	0	12,000	
62.	5/16SUISSEWIN	3,403,600	0	0	3,403,600	0	○
63.	5/22SUISSEWIN	28,800	0	0	28,800	0	○

64.	5/22SWISSWIN不良	395,600	0	0	395,600	0	○
65.	5月CY201701割引	-29,320	0	0	-29,320	0	
66.	6月CY201701割引	-7,037	0	0	-7,037	0	
67.	9/26SWISSWIN不良	348,800	0	0	348,800	0	○
68.	9/28SWISSWIN廃番	87,200	0	0	87,200	0	○
69.	9105不良品	8,000	0	0	0	8,000	
70.	AW9716A	3,764	0	0	3,764	0	
71.	B-012	11,514	0	0	7,410	4,104	
72.	B品	3,000	0	0	3,000	0	
73.	CN2016	538,308	0	538,308	0	0	
74.	CW8112	4,638	0	0	0	4,638	
75.	CY0071	582,393	0	461,400	-2,328	123,321	
76.	CY0071ﾌﾞﾗｯｸ	69,601	0	0	1,535	68,066	
77.	CY2016	7,613,914	0	830,952	2,915,058	3,867,904	
78.	CY2016ﾌﾞﾗｯｸ	1,798	0	0	0	1,798	
79.	CY201701	1,831,168	0	1,454,272	306,602	70,294	
80.	CY201701割引	-102,620	0	-102,620	0	0	
81.	CY2018	600,264	0	0	604,800	-4,536	
82.	DEAK-3ﾊﾞｯｸﾊﾟｯｸ	660,000	0	0	660,000	0	
83.	DEAK-4ﾊﾞｯｸﾊﾟｯｸ	690,000	0	0	690,000	0	
84.	DEAK-5ﾊﾞｯｸﾊﾟｯｸ	900,000	0	0	900,000	0	
85.	DEAK-6ﾊﾞｯｸﾊﾟｯｸ	984,000	0	0	984,000	0	
86.	DEAK-7ﾊﾞｯｸﾊﾟｯｸ	885,000	0	0	885,000	0	
87.	ET8003	-1,768	5,888	-1,472	0	-6,184	
88.	ET8004	310,810	3,500	279,782	27,528	0	

89.	ET8004ハックパックブレッタ ク	10,500	10,500	0	0	0	
90.	GEAR0002	3,000	0	3,000	0	0	
91.	GEAR0007	3,000	0	3,000	0	0	
92.	GEAR5011	3,000	0	3,000	0	0	
93.	HAZ005ウエストバック	850,000	0	0	850,000	0	
94.	HSBS01	660,000	0	0	0	660,000	
95.	HSBS01B	1,653,300	0	0	198,000	1,455,300	
96.	HSBS01N	1,125,300	0	0	198,000	927,300	
97.	JPKB050-2BLACK	716,100	0	0	0	716,100	
98.	JPKB050- 2BLACK/BBLUE(不良 品)	-23,100	0	0	-23,100	0	
99.	JPKB050-2BLUE	455,400	0	0	0	455,400	
100.	JPKB050-2RED	386,100	0	0	0	386,100	
101.	JPKB050-2バック	1,656,600	0	0	1,656,600	0	
102.	JPKB052BLACK/RED	0	0	0	0	0	
103.	JPKB100BLUE	150,000	0	0	150,000	0	
104.	LOGO型代	20,700	0	0	0	20,700	
105.	NG商品代金(50%割 引)	18,500	0	0	0	18,500	
106.	PCスーツケース	441,240	0	0	0	441,240	
107.	PCスーツケース各種	1,684,160	0	0	0	1,684,160	
108.	PEAK-03バックパック	885,000	0	0	0	885,000	
109.	PEAK-07バックパック	660,000	0	0	0	660,000	

110.	SEK2310	1,650	0	1,650	0	0	
111.	SEK2311	580	0	580	0	0	
112.	SG9005	17,250	0	0	0	17,250	
113.	SG9013	11,500	0	0	0	11,500	
114.	SKW1005N	13,062	0	0	13,062	0	
115.	SN1199A	6,500	0	0	0	6,500	○
116.	SN1635	1,450	0	1,450	0	0	○
117.	SN1638	1,735	1,735	0	0	0	○
118.	SN2004K	1,800	1,200	600	0	0	○
119.	SN2005	600	0	600	0	0	○
120.	SN2005KR	1,090	0	1,090	0	0	○
121.	SN2006K	1,500	1,500	0	0	0	
122.	SN2007K	10,800	900	9,000	900	0	○
123.	SN2009K	390	0	390	0	0	○
124.	SN2010K	1,700	0	1,700	0	0	○
125.	SN2011K	4,220	3,470	750	0	0	○
126.	SN2012K	750	0	750	0	0	○
127.	SN2013K	2,785	2,085	700	0	0	○
128.	SN2201	550	0	550	0	0	○
129.	SN221220寸	0	0	0	0	0	○
130.	SN299024寸	2,171	0	0	2,171	0	○
131.	SN5006	25,475	19,695	5,780	0	0	○
132.	SN5011	6,409	3,773	2,636	0	0	○
133.	SN5015	5,146	4,009	1,137	0	0	○
134.	SN5017	7,700	3,300	4,400	0	0	○

135.	SN5506	0	0	0	0	0	○
136.	SN5703	2,560	0	640	1,920	0	○
137.	SN600520寸	57,030	7,503	48,026	1,501	0	○
138.	SN600524寸	76,123	23,807	47,974	4,342	0	○
139.	SN600528寸	29,410	0	26,569	2,841	0	○
140.	SN600720寸	23,012	2,501	19,010	1,501	0	○
141.	SN600724寸	21,532	5,896	15,636	0	0	○
142.	SN600728寸	6,232	0	6,232	0	0	○
143.	SN6007C	14,000	0	0	14,000	0	○
144.	SN600820寸	29,014	10,004	16,008	3,002	0	○
145.	SN600824寸	17,636	5,896	11,740	0	0	○
146.	SN600828寸	20,921	18,305	2,616	0	0	○
147.	SN6008C	7,000	0	0	7,000	0	○
148.	SN660120寸	60,032	20,008	34,020	6,004	0	○
149.	SN660124寸	125,194	31,710	91,313	2,171	0	○
150.	SN660128寸	64,820	19,205	31,410	14,205	0	○
151.	SN6601A	5,000	0	0	5,000	0	○
152.	SN660320寸	13,507	5,002	7,004	1,501	0	○
153.	SN660324寸	43,736	15,855	25,710	2,171	0	○
154.	SN660328寸	31,569	19,205	12,364	0	0	○
155.	SN6603E18寸	18,896	7,836	11,060	0	0	○
156.	SN6603E20寸	1,612	0	1,612	0	0	○
157.	SN6605	30,000	0	0	30,000	0	○
158.	SN660520寸	12,507	2,501	10,006	0	0	○
159.	SN660524寸	20,197	15,855	2,171	2,171	0	○

160.	SN660528寸	6,682	3,841	2,841	0	0	○
161.	SN660610寸	1,501	0	0	1,501	0	○
162.	SN660620寸	61,539	2,501	27,517	31,521	0	○
163.	SN660624寸	123,208	44,394	59,275	19,539	0	○
164.	SN660628寸	137,481	49,933	67,661	19,887	0	○
165.	SN660820寸	2,501	0	2,501	0	0	○
166.	SN660828寸	6,232	0	6,232	0	0	○
167.	SN6612	4,000	0	0	0	4,000	○
168.	SN661220寸	87,553	10,004	20,511	57,038	0	○
169.	SN661224寸	100,182	3,171	62,275	34,736	0	○
170.	SN661228寸	116,594	30,728	77,343	8,523	0	○
171.	SN6612B	6,000	0	0	6,000	0	○
172.	SN661720寸	108,068	10,004	93,561	4,503	0	
173.	SN661724寸	181,970	66,591	111,037	4,342	0	
174.	SN661728寸	198,460	80,661	92,230	25,569	0	
175.	SN6617C	7,000	0	0	7,000	0	
176.	SN669020寸	3,002	0	0	3,002	0	○
177.	SN669024寸	0	0	0	0	0	○
178.	SN669120寸	4,002	0	2,501	1,501	0	○
179.	SN669128寸	6,682	0	3,841	2,841	0	○
180.	SN670020寸	11,006	2,501	5,503	3,002	0	○
181.	SN670024寸	13,855	9,513	2,171	2,171	0	○
182.	SN670028寸	13,364	0	10,523	2,841	0	○
183.	SN6757	4,836	0	4,836	0	0	○
184.	SN675718寸	52,464	31,344	19,508	1,612	0	○

185.	SN699020寸	24,014	7,503	9,006	7,505	0	○
186.	SN699024寸	97,498	25,368	50,420	21,710	0	○
187.	SN699028寸	25,887	11,523	11,523	2,841	0	○
188.	SN6990A	14,500	0	0	10,000	4,500	○
189.	SN6990C	19,019	0	0	14,000	5,019	○
190.	SN6991	7,600	0	0	0	7,600	○
191.	SN699120寸	79,384	15,006	47,867	16,511	0	○
192.	SN699124寸	85,985	25,368	36,736	23,881	0	○
193.	SN699128寸	63,661	19,205	33,092	11,364	0	○
194.	SN6991C	17,300	0	0	17,300	0	○
195.	SN6991L28寸	2,841	0	2,841	0	0	○
196.	SN7008	29,496	7,770	16,898	4,828	0	○
197.	SN7009	97,670	7,220	57,500	32,950	0	○
198.	SN7015	11,560	0	10,404	1,156	0	○
199.	SN7018	1,156	0	1,156	0	0	○
200.	SN7027	25,432	3,468	18,496	3,468	0	○
201.	SN7028	37,230	4,025	30,915	2,290	0	○
202.	SN7029	14,940	0	14,940	0	0	○
203.	SN7031	9,590	0	5,480	4,110	0	○
204.	SN7042	40,737	7,837	28,952	3,948	0	○
205.	SN7045	3,948	1,316	2,632	0	0	○
206.	SN7046	18,369	11,954	6,415	0	0	○
207.	SN7047	3,051	1,735	1,316	0	0	○
208.	SN7051	51,586	47,413	4,173	0	0	○
209.	SN7077	4,984	1,246	3,738	0	0	○

210.	SN7611	15,000	0	0	0	15,000	○
211.	SN7611A	20,000	0	0	0	20,000	○
212.	SN7611B	12,600	0	0	0	12,600	○
213.	SN7611C	30,000	0	0	0	30,000	○
214.	SN7711	6,500	0	0	0	6,500	○
215.	SN7711A	22,000	0	0	22,000	0	○
216.	SN7711C	17,500	0	0	17,500	0	○
217.	SN8043	32,407	5,636	19,726	7,045	0	○
218.	SN8044	1,427	1,427	0	0	0	○
219.	SN8062	68,159	2,782	65,377	0	0	○
220.	SN8063	3,106	0	1,553	1,553	0	○
221.	SN8071	15,465	9,973	5,492	0	0	○
222.	SN8110	36,637	15,031	21,606	0	0	○
223.	SN8112	5,423	5,423	0	0	0	○
224.	SN8118	-76,591	-78,326	1,735	0	0	○
225.	SN8350	69,000	18,000	51,000	0	0	○
226.	SN880820寸	11,568	4,556	7,012	0	0	○
227.	SN880824寸	12,640	5,896	6,744	0	0	○
228.	SN881020寸	7,012	2,278	3,156	1,578	0	○
229.	SN881024寸	11,240	0	8,992	2,248	0	○
230.	SN881120寸	37,474	15,946	19,950	1,578	0	○
231.	SN881124寸	109,442	43,550	36,668	29,224	0	○
232.	SN88111エラー	42,064	0	0	42,064	0	○
233.	SN88111ﾌﾞﾗウン	38,240	0	0	38,240	0	○
234.	SN88111ﾌﾞﾗｯｸ	15,296	0	0	15,296	0	○

235.	SN8811レット [△]	19,120	0	0	19,120	0	○
236.	SN9016	9,935	1,463	8,472	0	0	○
237.	SN9032	580,092	1,273	2,546	1,273	575,000	○
238.	SN9039	6,935	3,035	3,900	0	0	○
239.	SN9060	2,890	1,445	1,445	0	0	○
240.	SN9062	24,288	4,554	19,734	0	0	○
241.	SN9068	15,530	1,553	13,977	0	0	○
242.	SN9070	10,188	0	8,490	1,698	0	○
243.	SN9071	5,040	1,680	3,360	0	0	○
244.	SN9081	1,661	0	1,661	0	0	○
245.	SN9205	18,960	5,056	13,904	0	0	○
246.	SN9213	7,584	2,528	5,056	0	0	○
247.	SN9217	4,248	0	4,248	0	0	○
248.	SN9275	27,935	8,191	14,704	5,040	0	○
249.	SN9303	1,385	0	1,385	0	0	○
250.	SN9333	1,373	0	1,373	0	0	○
251.	SN9502	1,307	1,307	0	0	0	○
252.	SN9503	13,151	3,162	9,989	0	0	○
253.	SN9616	7,315	2,926	4,389	0	0	○
254.	SN9808	10,188	1,698	8,490	0	0	○
255.	SNE1600	3,850	550	2,750	550	0	○
256.	SNE1609	3,010	0	2,580	430	0	○
257.	SNE1613	2,600	0	2,600	0	0	○
258.	SNE1615	9,108	1,518	7,590	0	0	○
259.	SNE1617	1,250	1,250	0	0	0	○

260.	SNE1618	29,005	10,805	18,200	0	0	○
261.	SNE1624	10,495	3,195	7,300	0	0	○
262.	SNE1626	1,460	0	1,460	0	0	○
263.	SNE1627	2,680	0	2,680	0	0	○
264.	SNE1628	8,090	0	8,090	0	0	○
265.	SNE1629	52,835	13,415	39,420	0	0	○
266.	SNE1631	980	980	0	0	0	○
267.	SNE1635	24,650	4,350	20,300	0	0	
268.	SNE1636	8,000	1,600	3,200	3,200	0	○
269.	SNE1638	4,000	0	2,000	2,000	0	○
270.	SNE1640	41,735	4,935	35,200	1,600	0	○
271.	SNE2207	0	0	0	0	0	○
272.	SNE2301	350	0	350	0	0	○
273.	SNK1629	2,920	0	2,920	0	0	○
274.	SNK2013	350	0	350	0	0	○
275.	SNK2201	11,870	5,570	5,600	700	0	○
276.	SNK2201小	2,100	0	2,100	0	0	○
277.	SNK2203	22,805	8,505	14,300	0	0	○
278.	SNK2207	10,080	1,260	7,980	840	0	○
279.	SNK2210	6,000	750	4,500	750	0	○
280.	SNK2212	1,950	650	1,300	0	0	○
281.	SNK2308	8,735	2,435	6,300	0	0	
282.	SNK2311	9,275	1,735	5,220	2,320	0	○
283.	SNK7009	1,735	1,735	0	0	0	○
284.	SP-TLR01-BK	224,000	0	0	0	224,000	

285.	SP-TLROI-BR	224,000	0	0	0	224,000	
286.	SP-TLSBOI-BK	136,000	0	0	0	136,000	
287.	SP-TLSBOI-BR	136,000	0	0	0	136,000	
288.	SP-TMRD1	380,000	0	0	0	380,000	
289.	SP-TR02	330,000	0	0	0	330,000	
290.	SS9780-24寸	4,097	0	4,097	0	0	
291.	SU28寸行李箱	10,000	0	0	0	10,000	
292.	SUIA品	44,850	0	0	0	44,850	
293.	SW00001N	2,000	2,000	0	0	0	○
294.	SW0003L	6,000	6,000	0	0	0	○
295.	SW08961	780,480	0	0	777,600	2,880	○
296.	SW092806	17,214	0	0	8,607	8,607	○
297.	SW092806N	7,710,646	1,319,556	2,617,704	2,223,759	1,549,627	○
298.	SW092806N(不良品)	-5,738	0	0	-5,738	0	○
299.	SW092806ﾌﾞﾗｯｸ	241,359	0	0	51,642	189,717	○
300.	SW092806不良品	1,600	0	0	1,600	0	○
301.	SW092810N	1,955	1,955	0	0	0	○
302.	SW09810	0	0	0	0	0	○
303.	SW09810(6/6追加分)	19,550	19,550	0	0	0	○
304.	SW09810N	3,073,516	574,770	984,006	1,018,443	496,297	○
305.	SW09810Nﾌﾞﾗｯｸ	37,952	0	0	17,896	20,056	○
306.	SW1003	-1,830	-1,830	0	0	0	○
307.	SW1005	-634	0	0	-634	0	○
308.	SW1009	-3,600	-3,600	0	0	0	○
309.	SW1025	14,940	14,940	0	0	0	○

310.	SW1031	-4,536	-1,512	-3,024	0	0	○
311.	SW1036	59,692	0	59,692	0	0	○
312.	SW1051	53,916	4,956	48,960	0	0	○
313.	SW1051 ^{グレー}	4,000	4,000	0	0	0	○
314.	SW1058	15,175	0	0	3,035	12,140	○
315.	SW1081(三木国際専門 供給)	465,300	465,300	0	0	0	○
316.	SW1241	22,125	22,125	0	0	0	○
317.	SW1241I	247,075	154,950	92,125	0	0	○
318.	SW1241I20寸	12,500	0	12,500	0	0	○
319.	SW1241I-20寸	87,775	20,116	25,145	37,234	5,280	○
320.	SW1241I24寸	14,000	0	14,000	0	0	○
321.	SW1241I-24寸	64,026	17,073	17,073	17,928	11,952	○
322.	SW1241I28寸	7,375	0	7,375	0	0	○
323.	SW1241I-28寸	62,672	12,472	43,652	6,548	0	○
324.	SW1241I-C	10,800	0	0	10,800	0	○
325.	SW1241ケース	4,500	0	0	0	4,500	○
326.	SW1251I	47,000	0	47,000	0	0	○
327.	SW1251I20寸	43,750	0	43,750	0	0	○
328.	SW1251I-20寸	50,021	4,369	4,369	18,348	22,935	○
329.	SW1251I-24寸	46,516	5,029	15,087	21,120	5,280	○
330.	SW1251Iスーツケース ^{ブラック}	15,000	15,000	0	0	0	○
331.	SW1421I-24寸	5,976	0	0	5,976	0	○
332.	SW1506	3,856,887	0	324,214	1,729,731	1,802,942	○

333.	SW1506SWISSWINリュック サック	10,190	0	0	0	10,190	○
334.	SW1506フレック	368,456	0	0	24,492	343,964	○
335.	SW1701	19,500	0	0	2,250	17,250	○
336.	SW1702	17,250	0	0	0	17,250	○
337.	SW1703	-41,180	0	-41,180	0	0	○
338.	SW1706	9,200	0	0	9,200	0	○
339.	SW1707	17,250	0	0	0	17,250	○
340.	SW1801	1,374,075	0	553,200	20,475	800,400	○
341.	SW1802	871,000	0	720,000	135,000	16,000	○
342.	SW1803	1,397,340	0	892,800	240,770	263,770	○
343.	SW1803フレック	2,094	0	0	0	2,094	○
344.	SW1804	861,400	0	691,200	158,700	11,500	○
345.	SW1804フレック	1,798	0	0	0	1,798	○
346.	SW1805	541,970	0	488,000	-3,660	57,630	○
347.	SW1808	979,200	0	0	979,200	0	○
348.	SW1871	1,714,046	0	7,380	567,972	1,138,694	○
349.	SW1871SWISSWINリュック サック	15,210	0	0	0	15,210	○
350.	SW1871フレック	1,385,964	0	0	395,568	990,396	○
351.	SW1872	529,423	0	7,380	209,052	312,991	○
352.	SW1872フレック	143,172	0	0	47,232	95,940	○
353.	SW1873	1,054,196	0	7,380	460,728	586,088	○
354.	SW1873フレック	274,497	0	0	165,312	109,185	○
355.	SW1875	1,196,707	0	0	629,035	567,672	○

356.	SW1875SWISSWIN	25,840	0	0	25,840	0	○
357.	SW1875SWISSWIN3WAY ヒンジネスバック	20,472	0	0	0	20,472	○
358.	SW1875フレック	134,136	0	0	49,680	84,456	○
359.	SW1880	1,471,510	0	0	480,520	990,990	○
360.	SW1880SWISSWINリュック サック	40,140	0	0	0	40,140	○
361.	SW1880フレック	272,720	0	0	27,272	245,448	○
362.	SW1880ブルー	93,504	0	0	1,948	91,556	○
363.	SW1881	2,408,817	0	44,280	1,393,620	970,917	○
364.	SW1881SWISSWIN3WAY ヒンジネスバック	22,410	0	0	0	22,410	○
365.	SW1881フレック	50,025	0	0	4,350	45,675	○
366.	SW1882	361,108	0	44,280	251,108	65,720	○
367.	SW1882グレー	1,606	0	0	1,606	0	○
368.	SW1882フレック	8,030	0	0	0	8,030	○
369.	SW1882ブルー	3,212	0	0	0	3,212	○
370.	SW1883	44,280	0	44,280	0	0	○
371.	SW1885	211,667	0	0	91,655	120,012	○
372.	SW1885SWISSWIN2WAY トートバック	37,980	0	0	0	37,980	○
373.	SW1885フレック	39,328	0	0	0	39,328	○
374.	SW1885ブルー	8,603	0	0	0	8,603	○
375.	SW1889	1,306,146	0	0	992,500	313,646	○

376.	SW1889SWISSWINリュック サック	29,205	0	0	0	29,205	○
377.	SW1889フレック	20,790	0	0	0	20,790	○
378.	SW1901	487,594	0	0	142,632	344,962	○
379.	SW1901SWISSWINリュック サック	20,770	0	0	0	20,770	○
380.	SW1908	114,579	4,500	110,079	0	0	○
381.	SW2002(KA供給)	0	0	0	0	0	○
382.	SW2006	75,074	7,790	0	68,040	-756	○
383.	SW2006N	7,790	7,790	0	0	0	○
384.	SW2010	2,430	0	2,430	0	0	○
385.	SW2012	9,110	9,110	0	0	0	○
386.	SW201701	601,060	0	0	353,306	247,754	○
387.	SW201701値引	-14,660	0	0	-14,660	0	○
388.	SW2061	85,392	0	0	0	85,392	○
389.	SW2062	56,114	0	0	0	56,114	○
390.	SW2063	88,499	0	0	0	88,499	○
391.	SW2064	98,726	0	0	0	98,726	○
392.	SW2065	3,688	0	0	0	3,688	○
393.	SW2066	62,640	0	0	0	62,640	○
394.	SW222306	65,900	0	0	53,900	12,000	○
395.	SW222388	1,684,230	0	0	1,142,388	541,842	○
396.	SW222388フレック	5,764	0	0	0	5,764	○
397.	SW222388フルー	2,882	0	0	0	2,882	○
398.	SW222393	624,042	0	0	252,053	371,989	○

399.	SW222681	3, 227, 292	0	353, 218	1, 965, 888	908, 186	○
400.	SW222681CM	1, 345, 750	369, 120	976, 630	0	0	○
401.	SW222681ﾌﾞﾗｯｸ	2, 340	0	0	0	2, 340	○
402.	SW24寸	86, 500	0	86, 500	0	0	○
403.	SW26141	6, 322, 665	0	270, 329	2, 992, 406	3, 059, 930	○
404.	SW26141N	2, 706, 725	250, 920	2, 455, 805	0	0	○
405.	SW26141SWISSWIN	28, 900	0	0	28, 900	0	○
406.	SW26141ﾌﾞﾗｯｸ	3, 120	0	0	0	3, 120	○
407.	SW3011	5, 100	0	1, 700	3, 400	0	○
408.	SW5050V	298, 562	70, 882	58, 100	170, 190	-610	○
409.	SW5051V	24, 735	2, 631	0	22, 104	0	○
410.	SW5052	0	0	0	0	0	○
411.	SW5052V	1, 280, 915	244, 860	213, 615	605, 268	217, 172	○
412.	SW5052VSWISSWINｼﾞｮﾙ ﾀﾞｰﾊﾟｯｸ	30, 000	0	0	0	30, 000	○
413.	SW5052ｸﾞﾘｰﾝ	6, 930	0	0	693	6, 237	○
414.	SW5052ﾌﾞﾗｯｸ	42, 966	0	0	4, 158	38, 808	○
415.	SW6001V	83, 500	26, 480	39, 640	17, 380	0	○
416.	SW6001Vﾌﾞﾗｯｸ	4, 000	4, 000	0	0	0	○
417.	SW6002	1, 000	0	1, 000	0	0	○
418.	SW6002V	21, 735	0	21, 735	0	0	○
419.	SW6003V	430, 149	42, 364	288, 909	97, 287	1, 589	○
420.	SW6004V	81, 318	62, 305	20, 897	-1, 884	0	○
421.	SW6004ﾘｬｯｸﾊﾟｰﾌﾞﾙ	3, 000	3, 000	0	0	0	○
422.	SW6005V	125, 120	21, 450	105, 450	-1, 780	0	○

423.	SW6006V	34,914	12,322	22,592	0	0	○
424.	SW6008	64,860	40,020	24,840	0	0	○
425.	SW6008V	138,058	31,111	53,222	58,023	-4,298	○
426.	SW6008Vハッパッパフレック	2,300	2,300	0	0	0	○
427.	SW6009V	129,777	26,175	74,290	51,296	-21,984	○
428.	SW6010	-1,200	-1,200	0	0	0	○
429.	SW6011	0	0	0	0	0	○
430.	SW6011V	4,107,006	226,996	1,371,841	1,647,125	861,044	○
431.	SW6011VSWISSWINリュック	37,275	0	0	0	37,275	○
432.	SW6011Vフレック	111,396	0	0	14,775	96,621	○
433.	SW6013V	505,596	8,216	267,192	137,153	93,035	○
434.	SW6014	1,750	1,750	0	0	0	○
435.	SW6014V	179,305	82,880	29,785	68,000	-1,360	○
436.	SW6022V	104,328	86,940	17,388	0	0	○
437.	SW6913V	0	0	0	0	0	○
438.	SW8001A	0	0	0	0	0	○
439.	SW8026フレック	717	0	0	0	717	○
440.	SW8110I	2,003,809	31,260	366,829	861,290	744,430	○
441.	SW8110Iハッパッパフレック	39,000	39,000	0	0	0	○
442.	SW8110Iフレック	26,043	0	0	0	26,043	○
443.	SW8112	558,269	250,950	254,990	0	52,329	○
444.	SW8112I	698,537	519,112	177,442	1,983	0	○

445.	SW8112N	170,031	0	170,031	0	0	○
446.	SW8112-N	5,198,785	0	1,043,444	2,070,228	2,085,113	○
447.	SW8112-Nﾌﾞﾗｯｸ	120,429	0	0	0	120,429	○
448.	SW8113	-15,290	0	0	-4,587	-10,703	○
449.	SW8113I	91,362	14,560	85,976	-9,174	0	○
450.	SW8114	190,910	0	116,900	0	74,010	○
451.	SW8118	40,680	20,340	20,340	0	0	○
452.	SW8118N	1,586,286	79,500	364,392	294,408	847,986	○
453.	SW8118NSWISSWINリュック クサック	23,110	0	0	0	23,110	○
454.	SW8118Nﾌﾞﾗｯｸ	12,816	0	0	4,272	8,544	○
455.	SW8134	76,160	76,160	0	0	0	○
456.	SW8134A	189,688	0	20,672	92,502	76,514	○
457.	SW8134A-N	164,419	0	50,048	78,798	35,573	○
458.	SW8134A-Nﾌﾞﾗｯｸ	29,692	0	0	9,136	20,556	○
459.	SW8214	124,032	43,520	80,512	0	0	○
460.	SW8302	119,158	9,250	110,350	1,628	-2,070	○
461.	SW8302ﾌﾞﾗｯｸ	4,000	4,000	0	0	0	○
462.	SW8350	6,000	6,000	0	0	0	○
463.	SW8350N	1,145,464	181,511	225,357	240,312	498,284	○
464.	SW8350Nﾌﾞﾗｯｸ	4,000	4,000	0	0	0	○
465.	SW8350ﾌﾞﾗｯｸ	8,960	0	0	1,792	7,168	○
466.	SW8351	107,440	7,000	100,440	0	0	○
467.	SW8351(専門売り場 供給)	4,746	0	4,746	0	0	○

468.	SW8351ハックハックレット	3,600	3,600	0	0	0	○
469.	SW8359N	0	0	0	0	0	○
470.	SW8511	-8,967	-8,967	0	0	0	○
471.	SW8535	101,922	101,922	0	0	0	○
472.	SW8563	130,620	6,000	124,620	0	0	○
473.	SW8563(ネット供給)	-1,912	0	0	0	-1,912	○
474.	SW8570	126,952	39,840	87,112	0	0	○
475.	SW8570ハックハックブルー	1,850	1,850	0	0	0	○
476.	SW8570ハックハックレット	1,850	1,850	0	0	0	○
477.	SW8801	20,240	0	16,740	3,500	0	○
478.	SW880120寸	16,800	0	16,800	0	0	○
479.	SW8801A	196,952	24,855	99,441	38,240	34,416	○
480.	SW8801B	53,441	13,388	25,716	14,337	0	○
481.	SW8802	25,500	0	25,500	0	0	○
482.	SW880220寸	15,000	0	15,000	0	0	○
483.	SW8802-20寸	38,248	0	38,248	0	0	○
484.	SW8802-24寸	27,817	3,413	13,652	10,752	0	○
485.	SW8820-20寸	2,732	0	2,732	0	0	○
486.	SW8981	64,875	0	64,875	0	0	○
487.	SW9002	3,056,393	13,995	1,924,248	372,625	745,525	○
488.	SW9002(6/2追加分)	27,990	27,990	0	0	0	○
489.	SW9002(KA供給)	2,187,674	1,271,679	915,995	0	0	○
490.	SW9002N	15,521,353	0	7,465,029	4,695,229	3,361,095	○
491.	SW9002NSWISSWINリュック	48,080	0	0	0	48,080	○

492.	SW9002グレー	19,998	0	0	0	19,998	○
493.	SW9002ブラック	142,354	0	0	38,885	103,469	○
494.	SW9006	1,554,849	48,900	426,223	596,363	483,363	○
495.	SW9006SWISSWINリュック サック	22,220	0	0	0	22,220	○
496.	SW9006ブラック	65,728	0	0	18,486	47,242	○
497.	SW9009	434,858	4,920	33,620	322,342	73,976	○
498.	SW9009SWISSWINショール タートルネック	20,780	0	0	0	20,780	○
499.	SW9009ブラック	49,972	0	0	961	49,011	○
500.	SW9015	28,680	0	28,680	0	0	○
501.	SW9016	1,032,219	891,098	138,890	0	2,231	○
502.	SW9016N	2,846,568	0	858,063	1,134,852	853,653	○
503.	SW9016NSWISSWINリュック クサック	14,740	0	0	0	14,740	○
504.	SW9016ブラック	57,320	0	0	2,726	54,594	○
505.	SW9017	16,254,952	4,908,498	4,741,689	3,729,333	2,875,432	○
506.	SW9017(黒LOGO)	764,958	0	0	370,192	394,766	○
507.	SW9017(黒LOGO)(6/6 追加分)	14,180	14,180	0	0	0	○
508.	SW9017(赤LOGO)	770,402	0	0	352,499	417,903	○
509.	SW9017N	14,335,805	3,966,007	2,915,571	4,622,890	2,831,337	○
510.	SW9017Nハックハックレット ト	9,000	9,000	0	0	0	○

511.	SW9017SWISSWINリュック サック	58,880	0	0	0	58,880	○
512.	SW9017バックパックブラッ ク	6,000	6,000	0	0	0	○
513.	SW9017レット	13,610	0	0	0	13,610	○
514.	SW9017特別値引き	-12,075	-12,075	0	0	0	○
515.	SW9022N	106,065	0	0	106,065	0	○
516.	SW90302	-2,400	-2,400	0	0	0	○
517.	SW9031	290,036	10,080	36,760	21,168	222,028	○
518.	SW9031N	1,018,925	0	94,740	397,179	527,006	○
519.	SW9031ブラック	23,520	0	0	1,176	22,344	○
520.	SW9032	1,645,917	435,456	321,568	342,837	546,056	○
521.	SW9032N	2,326,613	1,224,564	404,275	296,636	401,138	○
522.	SW9032NSWISSWINリュッ クサック	13,180	0	0	0	13,180	○
523.	SW9032パープル	154,158	3,000	0	36,570	114,588	○
524.	SW9032ブラック	92,827	0	0	3,657	89,170	○
525.	SW9035	193,482	0	24,160	142,016	27,306	○
526.	SW9035N	533,787	0	123,534	220,870	189,383	○
527.	SW9035ブラック	59,657	0	0	5,072	54,585	○
528.	SW9038	1,163,120	0	332,296	21,510	809,314	○
529.	SW9038(364,475	0	0	121,890	242,585	○
530.	SW9038(専門売り場 供給)	105,834	105,834	0	0	0	○
531.	SW9038N	11,380	11,380	0	0	0	○

532.	SW9038N(6/6追加分)	34,140	34,140	0	0	0	○
533.	SW9038SWISSWINリュック サック	12,930	0	0	0	12,930	○
534.	SW9038フレック	187,855	0	0	7,170	180,685	○
535.	SW9039	86,848	0	-33,183	121,321	-1,290	○
536.	SW9039(専門売り場 供給)	186,808	162,228	24,580	0	0	○
537.	SW9039フレック	3,000	3,000	0	0	0	○
538.	SW9043	10,300	0	10,300	0	0	○
539.	SW9051	580,901	12,740	265,288	173,382	129,491	○
540.	SW9051(専門売り場 供給)	52,234	42,042	10,192	0	0	○
541.	SW9051フレック	13,380	0	0	0	13,380	○
542.	SW9058	113,610	3,000	82,890	27,720	0	○
543.	SW9058(専門売り場 供給)	2,640	1,320	1,320	0	0	○
544.	SW9061	81,500	3,000	78,500	0	0	○
545.	SW9061(専門売り場 供給)	15,015	15,015	0	0	0	○
546.	SW9101	791,145	109,260	481,119	196,942	3,824	○
547.	SW9101(ネット供給)	465,357	360,558	122,007	-9,560	-7,648	○
548.	SW9105	1,015,173	260,032	220,836	117,969	416,336	○
549.	SW9105フレック	39,339	0	0	7,028	32,311	○
550.	SW9105レット	20,232	0	0	4,016	16,216	○
551.	SW9106	0	0	0	0	0	○

552.	SW9107	0	0	0	0	0	○
553.	SW9130	1,810,718	66,000	439,035	631,017	674,666	○
554.	SW9130SWISSWINリュック サック	37,475	0	0	0	37,475	○
555.	SW9130フレック	44,352	0	0	6,930	37,422	○
556.	SW9133	349,620	0	221,811	125,900	1,909	○
557.	SW9133フレック	3,530	0	0	1,765	1,765	○
558.	SW9176	280,620	248,954	31,666	3,810	-3,810	○
559.	SW9178	4,010	0	0	0	4,010	○
560.	SW9191(ネット供給)	54,630	54,630	0	0	0	○
561.	SW9205	456,794	20,500	59,884	149,898	226,512	○
562.	SW9205バックパックフレック ク	1,450	1,450	0	0	0	○
563.	SW9205バックパックブルー	1,450	1,450	0	0	0	○
564.	SW9205フレック	1,437	0	0	0	1,437	○
565.	SW9205ブルー	9,465	0	0	2,676	6,789	○
566.	SW9206	1,086,950	6,370	147,784	499,626	433,170	○
567.	SW9206(専門売り場 供給)	67,522	59,878	7,644	0	0	○
568.	SW9206フレック	4,014	0	0	0	4,014	○
569.	SW9207	3,088,400	122,000	940,956	1,259,140	766,304	○
570.	SW9207SWISSWINリュック サック	77,940	0	0	0	77,940	○
571.	SW9207フレック	248,953	4,000	0	62,439	182,514	○
572.	SW9208	218,519	20,750	55,280	142,489	0	○

573.	SW9211	327,304	62,670	207,622	55,674	1,338	○
574.	SW9211(ネット供給)	61,152	59,878	1,274	0	0	○
575.	SW9211レット ^レ	4,000	4,000	0	0	0	○
576.	SW9215	97,387	11,800	86,925	-1,338	0	○
577.	SW9217	-1,479	0	-1,479	0	0	○
578.	SW9218	197,509	3,500	117,912	77,650	-1,553	○
579.	SW9220	89,522	36,280	5,054	51,630	-3,442	○
580.	SW9221	96,935	3,500	93,435	0	0	○
581.	SW9221バックパックフレック ク	1,850	1,850	0	0	0	○
582.	SW9222	426,656	23,536	197,970	212,610	-7,460	○
583.	SW9223	-1,660	-1,660	0	0	0	○
584.	SW9224	117,408	42,624	18,834	55,950	0	○
585.	SW9225	1,639,298	53,375	442,250	392,321	751,352	○
586.	SW9225SWISSWINリュック サック	17,320	0	0	0	17,320	○
587.	SW9225フレック	6,601	0	0	3,202	3,399	○
588.	SW9275	37,760	0	0	0	37,760	○
589.	SW9275I	-1,798	0	-1,798	0	0	○
590.	SW9275I-N	12,802,374	4,535,308	2,130,493	3,256,134	2,880,439	○
591.	SW9275I-NSWISSWINリュック サック	40,860	0	0	0	40,860	○
592.	SW9275Iフレック	404,032	0	0	109,504	294,528	○
593.	SW9287-2	1,370,796	545,810	574,005	250,981	0	○
594.	SW9293	98,200	15,930	82,270	0	0	○

595.	SW9293(ネット供給)	1,293	0	1,293	0	0	○
596.	SW9301	111,924	3,000	108,924	0	0	○
597.	SW9301(KA供給)	27,780	19,446	8,334	0	0	○
598.	SW9303	-9,197	-2,400	-6,797	0	0	○
599.	SW9305	82,407	2,250	80,157	0	0	○
600.	SW9305(KA供給)	22,224	15,279	6,945	0	0	○
601.	SW9310	61,425	59,400	2,025	0	0	○
602.	SW9310(KA供給)	132,012	102,465	1,485	29,621	-1,559	○
603.	SW9313	54,501	55,890	-1,389	0	0	○
604.	SW9313(KA供給)	242,298	137,511	62,505	42,282	0	○
605.	SW9323	35,225	0	35,225	0	0	○
606.	SW9330	380,406	64,910	165,897	137,175	12,424	○
607.	SW9330(ネット供給)	34,017	13,311	22,185	-1,479	0	○
608.	SW9333	30,009	3,200	26,809	0	0	○
609.	SW9333N	332,061	135,396	152,205	44,460	0	○
610.	SW9333Nハックハックブラ ック	1,600	1,600	0	0	0	○
611.	SW9333Nブラック	4,000	4,000	0	0	0	○
612.	SW9402	1,744,408	-3,500	1,357,200	9,138	381,570	○
613.	SW9402N	250,022	0	216,060	32,760	1,202	○
614.	SW9402ブラック	6,552	0	0	0	6,552	○
615.	SW9403	884,734	29,940	354,425	223,040	277,329	○
616.	SW9403N	649,442	0	10,300	281,314	357,828	○
617.	SW9403ブラック	36,788	0	0	5,410	31,378	○
618.	SW9404	-1,200	0	0	0	-1,200	○

619.	SW9411	132,186	10,120	65,780	55,755	531	○
620.	SW9414	373,211	0	142,322	157,707	73,182	○
621.	SW9414イェロー	3,186	0	0	531	2,655	○
622.	SW9414ブ`ラック	4,248	0	0	2,124	2,124	○
623.	SW941ウエストポ`ーチクロ	3,000	3,000	0	0	0	○
624.	SW9421	451,883	73,917	76,541	166,451	134,974	○
625.	SW9421SWISSWINウエスト ハ`ック`	8,780	0	0	0	8,780	○
626.	SW9421ブ`ラック	14,616	0	0	0	14,616	○
627.	SW9498	100,947	0	100,947	0	0	○
628.	SW9501	59,120	4,500	57,726	0	-3,106	○
629.	SW9501(専門売り場 供給)	91,698	76,908	14,790	0	0	○
630.	SW9503	44,000	0	44,000	0	0	○
631.	SW9602	171,373	129,062	44,008	-1,697	0	○
632.	SW9602リュック	6,000	6,000	0	0	0	○
633.	SW9609	-5,040	0	0	-3,360	-1,680	○
634.	SW9611	-1,200	0	0	0	-1,200	○
635.	SW9616	333,451	30,500	209,550	99,805	-6,404	○
636.	SW9616ブ`ラック	4,000	4,000	0	0	0	○
637.	SW9663	79,561	48,472	31,089	0	0	○
638.	SW9663(専門売り場 供給)	14,359	8,324	10,405	0	-4,370	○
639.	SW9663ハ`ックハ`ックグ`リー ン	4,000	4,000	0	0	0	○

640.	SW9711	0	0	0	0	0	○
641.	SW9711A	18,846	0	18,846	0	0	○
642.	SW9711B	317,652	0	204,050	77,170	36,432	○
643.	SW9711C	113,535	0	18,492	66,099	28,944	○
644.	SW9716	0	0	0	0	0	○
645.	SW9716-24寸	4,417	0	4,417	0	0	○
646.	SW9716-28寸	4,824	0	4,824	0	0	○
647.	SW9716A	234,925	0	60,945	173,980	0	○
648.	SW9716ABC	49,764	0	49,764	0	0	○
649.	SW9716B	12,699	0	12,699	0	0	○
650.	SW9716C	9,447	0	4,824	4,623	0	○
651.	SW9718A	255,900	0	0	45,000	210,900	○
652.	SW9718A-N	28,893	0	0	0	28,893	○
653.	SW9718B	56,694	0	0	0	56,694	○
654.	SW9718BM	6,600	0	0	0	6,600	○
655.	SW9718B-N	13,200	0	0	0	13,200	○
656.	SW9718C	46,192	0	0	9,648	36,544	○
657.	SW9718CL	7,600	0	0	0	7,600	○
658.	SW9718C-N	7,600	0	0	0	7,600	○
659.	SW9719L28寸	432,000	0	0	0	432,000	○
660.	SW9719M24寸	371,500	0	0	0	371,500	○
661.	SW9719S20寸	1,231,560	0	0	0	1,231,560	○
662.	SW9720-20寸	3,466	0	0	3,466	0	○
663.	SW9730	61,458	23,408	21,280	16,770	0	○
664.	SW9735-1	15,406	0	16,360	-954	0	○

665.	SW9735-3	75,920	0	0	75,920	0	○
666.	SW9735-4	8,180	0	8,180	0	0	○
667.	SW9735-5	25,489	0	24,540	949	0	○
668.	SW9750	91,300	14,800	76,500	0	0	○
669.	SW975020寸	8,000	0	8,000	0	0	○
670.	SW9750-20寸	132,204	33,010	26,408	34,660	38,126	○
671.	SW9750-24寸	113,287	23,892	51,766	37,629	0	○
672.	SW9750-28寸	24,700	0	24,700	0	0	○
673.	SW9750C	5,019	0	0	5,019	0	○
674.	SW9750スーツケース	12,000	0	12,000	0	0	○
675.	SW9750スーツケースアイボリー	17,100	17,100	0	0	0	○
676.	SW9750スーツケースパープル	4,200	4,200	0	0	0	○
677.	SW9750スーツケースレッド	13,200	13,200	0	0	0	○
678.	SW9780	12,900	8,700	4,200	0	0	○
679.	SW978020寸	33,600	0	33,600	0	0	○
680.	SW9780-20寸	217,413	92,151	75,086	39,424	10,752	○
681.	SW9780-24寸	82,555	53,261	16,388	12,906	0	○
682.	SW9780-28寸	71,700	71,700	0	0	0	○
683.	SW9780スーツケースイエロー	8,700	8,700	0	0	0	○
684.	SW9787-2	0	0	0	0	0	○
685.	SW9801	21,630	21,630	0	0	0	○
686.	SW9801(専門売り場 供給)	80,031	80,031	0	0	0	○
687.	SW9807	4,850,574	4,500	619,938	2,495,331	1,730,805	○
688.	SW9807(KA供給)	212,740	193,400	19,340	0	0	○

689.	SW9807ﾌﾞﾗｯｸ	8,124	0	0	0	8,124	○
690.	SW9810	17,850	0	17,850	0	0	○
691.	SW9906	182,183	26,760	157,765	0	-2,342	○
692.	SW9909	0	0	0	0	0	○
693.	SW9963(専門売り場 供給)	2,081	0	2,081	0	0	○
694.	SW9966	2,349,594	455,507	785,462	551,742	556,883	○
695.	SW9966SWISSWIN	7,250	0	0	0	7,250	○
696.	SW9966SWISSWINﾎﾞﾃﾞ ｲﾊﾞｯｸﾞ	21,750	0	0	0	21,750	○
697.	SW9966ｼﾞｮﾙﾀﾞｰﾌﾞﾙｰ	3,000	3,000	0	0	0	○
698.	SW9966ﾌﾞﾗｯｸ	24,790	0	0	6,700	18,090	○
699.	SW9966ﾌﾞﾙｰ	4,020	0	0	0	4,020	○
700.	SW9966ﾚｯﾄﾞ	1,340	0	0	670	670	○
701.	SW9972	435,531	192,411	243,120	0	0	○
702.	SW9972(ネット供給)	1,099,514	898,040	59,660	6,596	135,218	○
703.	SW9972(ネット供給)9/9 入	628,000	628,000	0	0	0	○
704.	SW9972ﾌﾞﾗｳﾝ	4,000	4,000	0	0	0	○
705.	SW9980B-N	64,020	10,740	53,280	0	0	○
706.	SW9980B-Nﾌﾞﾙｰ	4,000	4,000	0	0	0	○
707.	SW9986	1,129,004	38,100	189,230	575,208	326,466	○
708.	SW9986ﾌﾞﾗｯｸ	24,115	0	0	2,668	21,447	○
709.	SW9986ﾚｯﾄﾞ	21,447	0	0	1,334	20,113	○
710.	SW-A0001N	202,470	0	27,000	175,470	0	○

711.	SW-A0001Nリュックブルー	3,750	3,750	0	0	0	○
712.	SW-A0001Nリュックレット	3,750	3,750	0	0	0	○
713.	SWA0003	126,500	0	0	0	126,500	○
714.	SWA0003I	1,150	0	0	0	1,150	○
715.	SWA0003L	645,796	14,700	344,165	213,475	73,456	○
716.	SWA0003L(共同購入 供給)	55,978	52,780	0	0	3,198	○
717.	SWA0003Lブラック	11,736	0	0	2,132	9,604	○
718.	SWA0003Lブルー	10,660	0	0	4,264	6,396	○
719.	SWA222306	702,660	0	475,610	47,800	179,250	○
720.	SWA222393	572,852	0	558,452	14,400	0	○
721.	SWB0011	-3,600	-3,600	0	0	0	○
722.	SWB019	46,030	0	18,700	0	27,330	○
723.	SWB026	1,131,494	114,061	0	514,667	502,766	○
724.	SWB026SWISSWIN	7,760	0	0	0	7,760	○
725.	SWB026SWISSWINショル ダーバック	31,040	0	0	0	31,040	○
726.	SWB026ブラック	65,964	0	0	10,038	55,926	○
727.	SWB027	17,452	0	-638	18,090	0	○
728.	SWB028	200,196	113,410	79,616	7,170	0	○
729.	SWB028(ネット供給)	131,968	101,038	30,930	0	0	○
730.	SWB028リュックレット	3,000	3,000	0	0	0	○
731.	SWB028レット	3,000	3,000	0	0	0	○
732.	SWB9972(ネット供給)	0	0	0	0	0	○
733.	SWBC007	316,447	10,500	235,228	48,292	22,427	○

734.	SWBC007SWISSWINリュックサック	14,070	0	0	0	14,070	○
735.	SWBC007スカイブルー	3,000	3,000	0	0	0	○
736.	SWBC007ネイビー	3,000	3,000	0	0	0	○
737.	SWBC007パープル	3,000	3,000	0	0	0	○
738.	SWBC007ピンク	3,000	3,000	0	0	0	○
739.	SWBC007ブラック	5,204	0	0	1,301	3,903	○
740.	SWC0008	125,236	28,500	96,736	0	0	○
741.	SWC0008バックパックグリーン	4,500	4,500	0	0	0	○
742.	SWC0008バックパックピンク	3,000	3,000	0	0	0	○
743.	SWC0008バックパックブラック	3,000	3,000	0	0	0	○
744.	SWC0008リュックグリーン	3,750	3,750	0	0	0	○
745.	SWC0008リュックピンク	3,750	3,750	0	0	0	○
746.	SWC0010	0	0	0	0	0	○
747.	SWC0017	64,960	38,960	26,000	0	0	○
748.	SWC0017ビジネスバッググレー	2,000	2,000	0	0	0	○
749.	SWC0019	61,200	29,800	31,400	0	0	○
750.	SWC0026	1,520,092	3,000	363,978	662,500	490,614	○
751.	SWC0026SWISSWINリュックサック	15,490	0	0	0	15,490	○
752.	SWC0026ブラック	17,189	0	0	1,432	15,757	○

753.	SWC0026リュッククロ	5,250	5,250	0	0	0	○
754.	SWCY2016	787,000	0	787,000	0	0	○
755.	SWCY2016(三木国際専門供給)	-20,462	0	-20,462	0	0	○
756.	SWCY2016(三木国際専門供給)	787,000	787,000	0	0	0	○
757.	SWD0005	7,140	0	7,140	0	0	○
758.	SWD0005フゝルー	4,000	4,000	0	0	0	○
759.	SWD0005レットゝ	4,000	4,000	0	0	0	○
760.	SWD0010	96,247	17,081	59,276	21,474	-1,584	○
761.	SWD0010フゝラウン	4,000	4,000	0	0	0	○
762.	SWD0018	78,340	4,000	74,340	0	0	○
763.	SWD9205	-1,530	0	0	-1,530	0	○
764.	SWE01004	72,618	0	72,618	0	0	○
765.	SWE01005	73,035	0	73,035	0	0	○
766.	SWE1002	97,608	0	97,608	0	0	○
767.	SWE1003	166,611	0	166,611	0	0	○
768.	SWE1005	99,220	32,616	12,080	36,138	18,386	○
769.	SWE1006	37,330	0	14,500	22,830	0	○
770.	SWE1007	28,283	0	19,695	8,588	0	○
771.	SWE1008	119,486	0	53,235	38,481	27,770	○
772.	SWE1009	75,748	0	75,748	0	0	○
773.	SWE1010	269,153	0	101,715	119,698	47,740	○
774.	SWE1015	36,949	0	27,565	9,384	0	○
775.	SWE1018	7,327,181	211,627	3,046,720	2,408,129	1,660,705	○

776.	SWE1018(ネット供給)	2,332,383	1,804,669	527,714	0	0	○
777.	SWE1018SWISSWINビ ジネスバック	32,060	0	0	0	32,060	○
778.	SWE1018フレック	207,480	0	0	62,244	145,236	○
779.	SWE1031	679,819	43,848	136,080	267,606	232,285	○
780.	SWE1031SWISSWINホ トンバック	17,170	0	0	0	17,170	○
781.	SWE1031SWISSWINリ クサック	17,170	0	0	0	17,170	○
782.	SWE1031ネット供給)	40,824	31,752	9,072	0	0	○
783.	SWE1031フレック	79,400	0	0	1,588	77,812	○
784.	SWE1058	4,649,324	289,000	963,109	1,781,960	1,615,255	○
785.	SWE1058フレック	877,312	0	0	257,975	619,337	○
786.	SWE1703	283,000	0	283,000	0	0	○
787.	SWE2022	52,080	0	16,800	35,280	0	○
788.	SWE2023	252,450	0	93,500	102,850	56,100	○
789.	SWE3011	2,605,744	0	407,466	854,733	1,343,545	○
790.	SWE3011フレック	77,352	0	0	14,064	63,288	○
791.	SWE6018	4,238,379	273,450	912,830	1,799,509	1,252,590	○
792.	SWE6018フレック	15,557	0	0	0	15,557	○
793.	SWE7006	47,008	0	47,008	0	0	○
794.	SWE9007	6,460	0	6,460	0	0	○
795.	SWE9019	-1,554	0	-1,554	0	0	○
796.	SWE9027	25,240	0	25,240	0	0	○
797.	SWE9411	31,860	0	0	0	31,860	○

798.	SWE9498	123,120	0	0	100,440	22,680	○
799.	SWE9972	9,481,167	0	2,109,450	4,118,707	3,253,010	○
800.	SWE9972(ネット供給)	153,860	75,360	78,500	0	0	○
801.	SWE9972SWISSWINリュックサック	71,320	0	0	0	71,320	○
802.	SWE9972フレーション	21,436	0	0	0	21,436	○
803.	SWE9972フレック	260,522	0	0	89,046	171,476	○
804.	SWEE1058	93,000	0	0	93,000	0	○
805.	SWET8004	35,000	0	35,000	0	0	○
806.	SWF1058	-2,790	0	0	-2,790	0	○
807.	SWF1701	572,152	0	387,600	17,710	166,842	○
808.	SWF1701SWISSWINリュックサック	13,310	0	0	0	13,310	○
809.	SWF1701グレー	8,222	0	0	0	8,222	○
810.	SWF1702	449,714	0	310,500	0	139,214	○
811.	SWF1702SWISSWINリュックサック	10,660	0	0	0	10,660	○
812.	SWF1702フレック	14,131	0	0	0	14,131	○
813.	SWF1703	7,138,664	0	1,815,915	3,512,589	1,810,160	○
814.	SWF1703(特別割引)	120,330	0	0	120,330	0	○
815.	SWF1703値引	-1,415	0	-1,415	0	0	○
816.	SWF1705	1,690,500	0	1,690,500	0	0	○
817.	SWF1706	1,990,926	0	720,360	154,008	1,116,558	○
818.	SWF1707	1,467,155	0	705,660	278,060	483,435	○
819.	SWF1709	1,108,681	0	0	1,027,350	81,331	○

820.	SWG8006	143,990	0	0	30,940	113,050	○
821.	SWISSWINSW6011V	10,650	0	0	0	10,650	○
822.	SWISSWINスーツケース	13,900	0	0	0	13,900	○
823.	SWISSWINリュックサック SW6011V	10,650	0	0	0	10,650	○
824.	SWISSWINリュックサック SW9038	12,930	0	0	0	12,930	○
825.	SWISSWINリュックサック SW9207	17,320	0	0	0	17,320	○
826.	SWISSWINリュックサック SW9225	17,320	0	0	0	17,320	○
827.	SWK1002	18,180	18,180	0	0	0	○
828.	SWK1002A-N	167,985	17,499	46,050	105,403	-967	○
829.	SWK1002B-N	18,420	18,420	0	0	0	○
830.	SWK1005	0	0	0	0	0	○
831.	SWK1005N	793,500	40,520	208,880	323,892	220,208	○
832.	SWK1005N(KA供給)	54,464	47,952	6,512	0	0	○
833.	SWK1005NSWISSWINホ テ`イハ`ック`	26,920	0	0	0	26,920	○
834.	SWK1005Nフ`ラック	36,588	3,000	0	3,732	29,856	○
835.	SWK1005Nホ`テ`イハ`ック`	6,730	0	0	0	6,730	○
836.	SWK1005Nレ`ット`	2,488	0	0	0	2,488	○
837.	SWK1009	-4,028	0	-3,600	-428	0	○
838.	SWK1009N	275,399	131,195	133,093	11,111	0	○
839.	SWK2001	-1,097	-1,097	0	0	0	○

840.	SWK2002	138,197	52,850	53,007	31,360	980	○
841.	SWK2002(KA供給)	31,722	22,392	9,330	0	0	○
842.	SWK2002N	9,330	0	9,330	0	0	○
843.	SWK2002ﾌﾞﾗｯｸ	3,000	3,000	0	0	0	○
844.	SWK2002ﾗｲﾄﾌﾞﾙｰ	3,000	3,000	0	0	0	○
845.	SWK2002ﾘｬｯｸｸﾛ	4,500	4,500	0	0	0	○
846.	SWK2002ﾘｬｯｸﾌﾞﾙｰ	9,000	9,000	0	0	0	○
847.	SWK2003	53,340	25,680	27,660	0	0	○
848.	SWK2004N	15,304	0	15,304	0	0	○
849.	SWK2004N(KA供給)	11,011	0	11,011	0	0	○
850.	SWK2006	46,402	0	0	46,402	0	○
851.	SWK2006N	258,620	0	151,516	107,104	0	○
852.	SWK2006N(KA供給)	119,966	119,966	0	0	0	○
853.	SWK2008N	67,326	14,620	51,170	768	768	○
854.	SWK2010	8,260	0	2,912	4,584	764	○
855.	SWK2022	980	0	0	980	0	○
856.	SWK2208N	14,620	14,620	0	0	0	○
857.	SWK3002	104,456	0	91,226	13,230	0	○
858.	SWKD0005	3,500	3,500	0	0	0	○
859.	SWR002	402	0	0	402	0	○
860.	SWR002N	351,497	61,280	128,393	83,616	78,208	○
861.	SWR002NSWISSWIN ｳﾞｪｽ ﾄﾊﾞｯｸﾞ	17,400	0	0	0	17,400	○
862.	SWR002N ｳﾞｪｽﾄﾎﾟｰ ｰ ﾁﾌﾞﾙ	3,000	3,000	0	0	0	○

863.	SWR002Nウエストポーチレット	3,000	3,000	0	0	0	○
864.	SWR002Nフック	1,608	0	0	0	1,608	○
865.	SWR002Nレット	2,814	0	0	0	2,814	○
866.	SWR003	22,227	0	0	0	22,227	○
867.	SWR003N	381,465	44,395	104,033	161,337	71,700	○
868.	SWR003Nウエストポーチクロ	3,000	3,000	0	0	0	○
869.	TBH0-1	837,000	0	0	0	837,000	
870.	TRAVELPLUS	78,000	0	0	0	78,000	
871.	TRAVELPLUS不良品処分	65,880	0	0	0	65,880	
872.	XR-0017-001QB	9,954	0	0	8,532	1,422	
873.	XR-0017-001ZB	4,212	0	0	4,212	0	
874.	XR-0017-002QB	9,504	0	0	7,920	1,584	
875.	XR-0017-002ZB	4,536	0	0	4,536	0	
876.	アルミスーツケース	57,400	0	0	57,400	0	
877.	アルミスーツケース20寸、リュック サック	40,984	0	0	40,984	0	
878.	カーボン24寸スーツケース	15,000	0	0	15,000	0	
879.	キャリーバック/PC8528	260,000	0	0	260,000	0	
880.	グラナイト	90,500	0	0	0	90,500	
881.	グラナイト	90,500	0	0	0	90,500	
882.	クリケット(株)社販	54,500	54,500	0	0	0	
883.	ご依頼のバック型代	50,000	0	50,000	0	0	

884.	ご依頼のバック型代 後1個	25,000	0	25,000	0	0	
885.	ご依頼のバック型代 前1個	25,000	0	25,000	0	0	
886.	ご依頼のバック型代 側面2個	50,000	0	50,000	0	0	
887.	サンプル品	16,800	0	0	16,800	0	
888.	処分品	706,800	0	262,400	444,400	0	
889.	ショルダーバック	7,600	0	0	0	7,600	
890.	ショルダー不良品	30,800	0	0	0	30,800	
891.	スーツケース	95,463	0	95,463	0	0	
892.	スーツケース、バックパック	131,611	0	0	131,611	0	
893.	スーツケース41個	96,856	0	0	96,856	0	
894.	スーツケース各種	287,300	0	0	130,500	156,800	
895.	スーツケース各種、バックパッ ク	262,950	0	0	0	262,950	
896.	廃番	23,000	0	0	0	23,000	
897.	バックパック	10,000	0	10,000	0	0	
898.	華尔実靴	18,000	0	18,000	0	0	
899.	リュックサック	8,000	0	0	8,000	0	
900.	靴	50,500	0	50,500	0	0	
901.	靴/スーツケース各種	39,833	0	0	39,833	0	
902.	靴・スーツケース	69,500	0	69,500	0	0	
903.	靴各種	39,000	0	0	39,000	0	
904.	処分品2X400	800	0	800	0	0	

905.	処分品半額	16,400	0	0	16,400	0	
906.	商品キャンセル代金	29,600	0	0	0	29,600	
907.	停SW8214	326,291	180,608	147,968	-2,285	0	○
908.	停SWBC007(KA供給)	54,764	24,780	24,780	-2,602	7,806	○
909.	停SWC0017	235,809	127,656	108,153	0	0	○
910.	停SWC0019	4,020	4,020	0	0	0	○
911.	特ET8004	6,834	34,146	0	-20,484	-6,828	
912.	特SW8110I	186,480	108,336	78,144	0	0	○
913.	特SW8112N	36,511	34,599	0	1,912	0	○
914.	特SW9006	392,129	284,598	108,558	0	-1,027	○
915.	特SW9130	294,285	303,525	-9,240	0	0	○
916.	特SW9130(ネット供給)	91,080	84,480	6,600	0	0	○
917.	特SW9205	49,180	20,384	12,740	1,338	14,718	○
918.	特SW9205(専門売り場供給)	26,754	17,836	8,918	0	0	○
919.	特SW9207	602,659	587,105	9,150	6,404	0	○
920.	特SW9208	126,575	102,175	24,400	0	0	○
921.	特SW9218	-2,958	-2,958	0	0	0	○
922.	特SW9220	9,752	11,473	0	-1,721	0	○
923.	特SW9221	-3,278	-3,278	0	0	0	○
924.	特SW9225	144,632	53,375	0	48,030	43,227	○
925.	特SW9711A	360,419	226,152	21,987	12,030	100,250	○
926.	特SW9711B	111,300	96,460	14,840	0	0	○
927.	特SW-A0001N	45,951	35,547	10,404	0	0	○
928.	特SWC0008	3,829	0	5,192	-1,363	0	○

929.	特SWC0008(専門売り場供給)	3,894	2,596	1,298	0	0	○
930.	特SWC0026	1,364	0	1,364	0	0	○
931.	特SWC0026(ネット供給)	77,748	64,108	13,640	0	0	○
932.	特SWD0005	36,240	36,240	0	0	0	○
933.	特SWD0005(専門売り場供給)	52,850	18,120	34,730	0	0	○
934.	不良品	161,800	0	161,800	0	0	
935.	布スーツケース各種	217,500	0	0	0	217,500	
936.	訳あり品SN2016	2,000	0	0	2,000	0	○
937.	訳あり品SWF1703	2,000	0	0	2,000	0	○
938.	集配用かバン(試用品)	3,400,000	0	0	0	3,400,000	
	合計	304,363,127					